

審査意見への対応を記載した書類（6月）（資料）

審査意見への対応を記載した書類（6月）（資料）

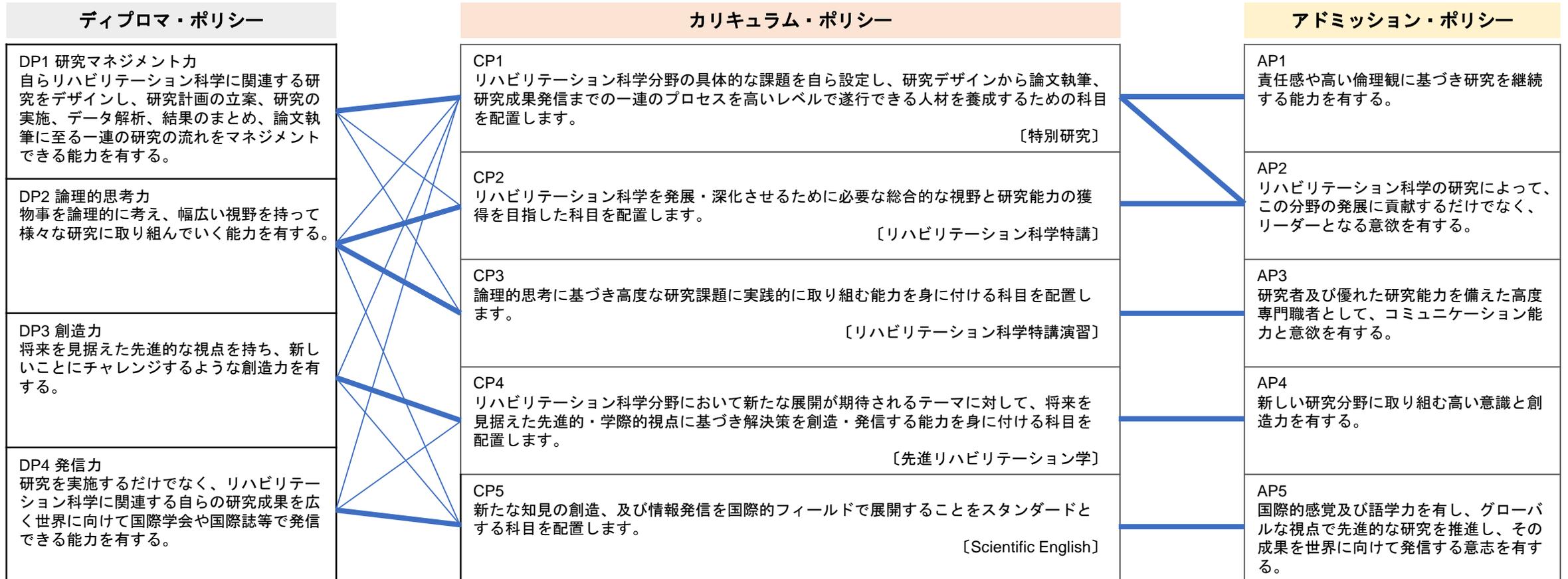
資料番号	資料名	資料項数
資料1	博士後期課程 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、 教育課程、アドミッション・ポリシー関係図	3
資料2	教育課程等の概要	4
資料3	授業科目の概要	5～16
資料4	シラバス <ul style="list-style-type: none"> ■ 専門基礎科目 <ul style="list-style-type: none"> ・ Scientific English ・ 先進リハビリテーション学 ■ 専門科目 <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーション科学特講 ・ リハビリテーション科学特講演習 ■ 研究指導科目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別研究 ■ 自由科目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育学特論 ・ リハビリテーション科学教育論（養成校教育） ・ リハビリテーション科学教育論（臨床教育） 	17～36
資料5	リハビリテーション科学研究科博士後期課程 時間割(案)	37
資料6	リハビリテーションラボ機器一覧	38
資料7	兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科学位論文審査基準 (案)	39～40

【審査意見以外への対応事項 別添資料】

資料番号	資料名	資料項数
資料8	基本計画書	41
資料9	兵庫医科大学大学院学則（案）	42～58
資料10	兵庫医科大学大学院学則変更部分の新旧対照表	59～67
資料11	兵庫医科大学学位規程（案）	68～76
資料12	兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科履修規程 (案)	77～79

目的 リハビリテーション科学の追求と創生に向けた取り組みを展開することにより、この領域の更なる発展を担うことができる研究者及び優れた研究能力を備えた高度専門職者を育成する。

- 教育目標**
- 以下の能力を有する人材を養成することを教育目標とする。
1. 自らの研究によりリハビリテーション科学分野におけるエビデンスを創出できる人材
 2. リハビリテーション科学を牽引していくリーダー的役割を果たせる人材
 3. 地方公共団体との協働により地域保健計画の策定等に貢献できる人材
 4. 産学連携によりリハビリテーション科学分野における機器開発を担える人材
 5. リハビリテーション科学分野における国際的なフィールドで活躍できる人材



特に関連が強いものを太線、一定の関連があるものを細線で示す。

教育課程等の概要																	
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員		
専門基礎科目	Scientific English	1・2前		1					○			1	2	3			隔年・共同 ※講義
	先進リハビリテーション学	1・2前		1			○					3	2	1		2	隔年・オムニバス
	小計(2科目)	—	—	2	0	0			—			4	2	4	0	0	2
専門科目	リハビリテーション科学特講	1前		2			○					10	6	2			※演習
	リハビリテーション科学特講演習	1後		2				○				10	6	6			
	小計(2科目)	—	—	4	0	0			—			10	6	6	0	0	0
研究指導	特別研究	1～3通		12					○			10	6	2			
	小計(1科目)	—	—	12	0	0			—			10	6	2	0	0	0
自由科目	教育学特論	1後				2	○										4
	リハビリテーション科学教育論(養成校教育)	2前				1	○				1						※演習
	リハビリテーション科学教育論(臨床教育)	2前				1	○				1						※演習
	小計(3科目)	—	—	0	0	4			—			1	0	0	0	0	4
合計(8科目)		—	—	18	0	4			—			10	6	9	0	0	6
学位又は称号	博士(リハビリテーション科学)			学位又は学科の分野			保健衛生学関係(リハビリテーション関係)										
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等							
専門基礎科目2単位、専門科目4単位、研究指導科目12単位、合計18単位の単位を取得並びに学位論文の審査及び最終試験に合格すること。										1学年の学期区分			2学期				
										1学期の授業期間			15週				
										1時限の授業の標準時間			90分				

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門基礎科目	Scientific English		<p>(概要) 新たな知見の創造及び情報発信を国際的フィールドで展開するための基盤となる英語力を身につける。そのために、英語でのプレゼンテーション、ロジカルシンキングの構築、ライティング等を演習形式で学ぶ。 特にリハビリテーション科学の研究者として外国語(英語)でのプレゼンテーションや論文執筆などに必要とされるスキルを身につけることを目的としているため、英語教育を専門とする教員、留学経験を有する教員に加えて、リハビリテーション分野における国際フィールドで情報を発信している専門職教員が連携して授業を担当する。</p> <p>第1回 科学研究における英語プレゼンテーションの基礎 英語でのプレゼンテーションに必要な基本的な態度、スキルを教授し、国際学会等で発表するための基礎力を身につける。</p> <p>第2回 abstract執筆のポイントと演習 英語論文及び学会抄録等で必要となるabstractの作成において必要な知識を学修するとともに、自身の研究テーマから実際のabstractの執筆を演習形式で学ぶ。</p> <p>第3回 文章構造の理解に基づくライティングの基礎 英文をパラグラフごとに理解するための知識を学修するとともに、学習した文章構造をもとに自身の研究を英文で表現するための技術を身につける。</p> <p>第4回 英語論文執筆の演習 ここまで学修した内容を基盤とし、自身の研究テーマに関するbackgroundの執筆を演習形式で実践的に進める。</p> <p>第5回 オーラルプレゼンテーションの基礎と演習 オーラルプレゼンテーションを行う上で必要となる知識・技術の学習を深めるとともに、演習形式で実践的にそのスキルを向上させる。</p> <p>第6回 ポスタープレゼンテーションの基礎と演習 ポスタープレゼンテーションを行う上で必要となる知識・技術の学習を深めるとともに、演習形式で実践的にそのスキルを向上させる。</p> <p>第7回 オーラルプレゼンテーション演習 自身の研究課題に関するオーラルプレゼンテーションの準備を行うとともに、発表を通して実践的に学習を深める。</p> <p>第8回 ポスタープレゼンテーション演習 自身の研究課題に関するポスタープレゼンテーションの準備を行うとともに、発表を通して実践的に学習を深める。</p> <p>(① 玉木彰/2回) 第7回：玉木 オーラルプレゼンテーション演習 第8回：玉木 ポスタープレゼンテーション演習</p> <p>(⑩ 永井宏達/2回) 第3回：永井 文章構造の理解に基づくライティングの基礎 第4回：永井 英語論文執筆の演習</p> <p>(⑫ 宮本俊朗/2回) 第5回：宮本 オーラルプレゼンテーションの基礎と演習 第6回：宮本 ポスタープレゼンテーションの基礎と演習</p> <p>(⑬ 松沢良太/2回) 第1回：松沢 科学研究における英語プレゼンテーションの基礎 第2回：松沢 abstract執筆のポイントと演習</p>	隔年・共同 講義 4時間 演習 12時間

<p>専門基礎科目</p>	<p>Scientific English</p>	<p>(20 山本英幸/4回) 第5回：山本 オーラルプレゼンテーションの基礎と演習 第6回：山本 ポスタープレゼンテーションの基礎と演習 第7回：山本 オーラルプレゼンテーション演習 第8回：山本 ポスタープレゼンテーション演習</p> <p>(21 中野三紀/6回) 第1回：中野 科学研究における英語プレゼンテーションの基礎 第2回：中野 abstract執筆のポイントと演習 第3回：中野 文章構造の理解に基づくライティングの基礎 第4回：中野 英語論文執筆の演習 第7回：中野 オーラルプレゼンテーション演習 第8回：中野 ポスタープレゼンテーション演習</p>	
---------------	---------------------------	--	--

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門基礎科目	先進リハビリテーション学		<p>(概要) 先進的・学際的視点に基づき次代のリハビリテーション科学分野を開拓するための素養を身につける。そのために、リハビリテーション科学分野での新たな展開が期待される人工知能 (AI: Artificial Intelligence)、ロボットリハビリテーション、産学連携、健康増進・予防等の最新のテーマについて各分野で実践及び研究活動に取り組む教員が担当する。講義及びディスカッション形式で授業を行う。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(② 小林隆司/1回) 第1回 総論・AIを活用した先進リハビリテーション AIがリハビリテーションにどのような好影響を及ぼしうのか? また、問題点はないのか? について、参加者全員で議論する。</p> <p>(⑨ 道免和久/1回) 第3回 産学連携と先進的ニューロリハビリテーション 先進的ニューロリハビリテーションに基づいた新しい治療アプローチの研究・開発と、社会実装 (機器開発含む) 及びその発信に向けた産学連携について教授する。</p> <p>(⑩ 浅井仁/1回) 第6回 リハビリテーション領域における姿勢制御の最新トピックス 体性感覚情報の機能的役割及び感覚情報の重み付け (Sensory Weighting) の観点からリハビリテーション領域における姿勢制御の土台となる身体位置知覚について教授する。</p> <p>(⑪ 永井宏達/1回) 第2回 高齢期における健康増進とフレイル予防の最新トピックス フレイル予防、対策に関する最新の話題を提供するとともに、地域保健計画策定のための行政との連携に向けた先進的リハビリテーションの実践的取り組みを紹介する。</p> <p>(⑫ 宮本俊朗/1回) 第4回 国際連携とリハビリテーション科学研究の社会実装 国際連携研究プロジェクトの事例を交えながら、リハビリテーション科学研究を学際的な視点で取り組む際の課題及び現代社会の課題を解決するために必要となる国際連携と社会実装及びその発信の重要性について教授する。</p> <p>(⑬ 土江伸誉/1回) 第7回 行動科学にもとづく先進リハビリテーション 動物モデルを用いた脳梗塞に対する幹細胞移植療法及びリハビリテーション的介入の有効性評価研究について紹介する。</p> <p>(⑭ 藤岡宏幸/1回) 第8回 地域における先進リハビリテーション 人口減少、高齢化の進む地域における運動器疾患の手術及びリハビリテーションについて教授する。</p> <p>(⑮ 内山侑紀/1回) 第5回 ロボットリハビリテーション最前線 脳卒中をはじめとする様々な神経障害に対する最新のロボットリハビリテーションに関する研究と、その臨床応用の実際について教授する。</p>	隔年・オムニバス方式

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門科目	リハビリテーション科学特講		<p>(概要) リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な総合的な視野と研究能力を獲得する。また、個人のみならず地域社会全体の課題を総合的に見据え、予防から治療介入まで貢献できる研究者の素養を身につける。そのために、修士課程等で培った基本的な研究能力を基盤に、リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な知識と研究手法を学ぶ。リハビリテーション科学に関連した実践及び研究活動に取り組む教員が担当する。</p> <p>(㊦ 永井宏達/11回) 第1～2回：永井 研究者倫理と倫理的観点に基づく研究マネジメント 研究者倫理と倫理的観点に焦点を当て、研究の適切な実施とマネジメントに不可欠な原則と実践について理解する。倫理的な課題、懸念事項、及び最善の実践方法に関する議論を行い、研究者としての倫理的な責任を探究する。</p> <p>第3回：永井 リハビリテーション科学におけるデータベース構築、データマネジメント データ収集までの準備、データ管理システムの作成、個人情報の取り扱い、データの保管方法及びデータのコーディングといったデータマネジメントの方法について指導する。</p> <p>第4～5回：永井 リハビリテーション科学における統計手法（データの取り扱いと要約） 統計解析を行う前段階として必要となるデータシートにおける外れ値、逸脱、誤入力及び欠損等の取り扱い方法について指導する。加えて、母集団の特性を把握するのに必要である記述統計（数値的要約、グラフによるデータ理解）について探究する。</p> <p>第6～7回：永井 リハビリテーション科学における統計手法（連続データの解析） 連続データに関する解析を実践し、本解析を通じて得られた結果の解釈の仕方を指導する。加えて、連続データを扱う研究において、その目的に合致した論理的なデータ解析の計画を立案できるよう指導する。</p> <p>第8～9回：永井 リハビリテーション科学における統計手法（2値データの解析） 2値データに関する解析を実践し、本解析を通じて得られた結果の解釈の仕方を指導する。加えて、2値データを扱う研究において、その目的に合致した論理的なデータ解析の計画を立案できるよう指導する。</p> <p>第10～11回：永井 リハビリテーション科学における統計手法（生存時間データの解析） 生存時間データに関する解析を実践し、本解析を通じて得られた結果の解釈の仕方を指導する。加えて、生存時間データを扱う研究において、その目的に合致した論理的なデータ解析の計画を立案できるよう指導する。</p> <p>(指導教員/4回) 第12～13回：指導教員 解析で得られた結果の解釈 これまでの研究（自身の研究を含む）を題材に解析結果の解釈を行う。さらに、結果のまとめ方及び採用されている解析方法について批判的吟味を行い、論理的かつ明確な結果を導く出す解析方法について議論する。</p> <p>第14～15回：指導教員 研究結果の効果的なアウトプットと図表作成 これまでの研究（自身の研究を含む）を題材に得られた解析結果を効果的に示すための図表作成を実践する。論理的視点に立ち、作成した図表が研究目的と合致しているか、バイアスが生じていないか、他に解析上の問題点はないか等について議論し、探究する。</p> <p>(指導教員) ① 玉木彰 : 呼吸器疾患、急性期のリスク管理 ② 小林隆司 : 地域総合作業療法、質的研究、発達障害 ③ 川口浩太郎 : 運動器障害、疼痛 ④ 日高正巳 : 教育、データ分析 ⑤ 坂口顕 : 物理療法、基礎研究 ⑥ 平上尚吾 : 中枢神経疾患、作業療法 ⑦ 南 征吾 : 脳卒中、ロボット、機器開発</p>	講義 16時間 演習 14時間

<p>専門科目</p>	<p>リハビリテーション科学 特講</p>	<p>⑧ 松井徳造 : 精神医学、遠隔診療 ⑨ 道免和久 : ニューロリハビリテーション、 ロボット、先進リハビリテーション ⑩ 浅井仁 : 体性感覚、姿勢制御 ⑪ 永井宏達 : 介護予防、フレイル・サルコペニア ⑫ 宮本俊朗 : Non-communicable Diseases、疾病予防、 産学連携、機器開発 ⑬ 野添匡史 : 急性期脳卒中、再発予防、重症化予防、 急性期サルコペニア ⑭ 森明子 : ウィメンズヘルス、理学療法 ⑮ 塚越累 : バイオメカニクス、運動器疾患 ⑯ 花家竜三 : 自閉スペクトラム症、発達障害、認知 ⑰ 松沢良太 : 循環器疾患、腎臓病、データマネジメント、 データ分析、フレイル・サルコペニア ⑱ 田中陽一 : 行動心理学、慢性疼痛</p>	
-------------	---------------------------	---	--

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門科目	リハビリテーション科学特講演習		<p>(概要) リハビリテーション科学特講で修得した素養を基盤として、論理的思考にもとづき高度な研究課題に実践的に取り組む能力を身につける。修士課程等で培った基本的な研究能力を基盤に、リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な研究実践手法について学ぶ。複合的・学際的な研究領域をベースとした少人数での実践的演習を実施し、定期的な課題発表とディスカッション形式で授業を行う。</p> <p>第1～4回:指導教員 研究論文の批判的吟味とレビュー 学生の研究テーマの領域及びその研究を発展させるための周辺領域の論文をもとに、研究論文の批判的吟味とレビューの方法を演習形式で学ぶ。</p> <p>第5～9回:指導教員 学生自身の研究課題と社会的な課題との接点(レリバンス)について調査・検討し、発表させ議論する。</p> <p>研究課題と地域社会との接点 研究課題と発達支援・障害支援の接点 研究課題と介護予防、疾病予防の接点 研究課題と産学連携の接点 研究課題と急性期リスク管理の接点</p> <p>学生の研究課題に応じて各専門領域の教員が連携して指導することで、特定の分野に留まらず学際性を高めたリハビリテーション科学としての研究の視点を身につける。指導は少人数でのディスカッションを中心に構成する。</p> <p>第10～12回:指導教員 研究課題のエビデンス創出とそのための研究マネジメント バイアスに対処するための手法を演習形式で学ぶとともに、そのための研究マネジメントの考え方と方法を習得する。</p> <p>第13～15回:指導教員 先進リハビリテーションの研究課題への応用 AI、健康増進、ニューロリハビリテーション、国際連携、ロボット、行動科学等をはじめとする先進リハビリテーションと研究課題の融合によるリハビリテーション科学領域としての研究発展の可能性を探索する。</p> <p>(指導教員)</p> <p>① 玉木彰 : 呼吸器疾患、急性期のリスク管理 ② 小林隆司 : 地域総合作業療法、質的研究、発達障害 ③ 川口浩太郎 : 運動器障害、疼痛 ④ 日高正巳 : 教育、データ分析 ⑤ 坂口顕 : 物理療法、基礎研究 ⑥ 平上尚吾 : 中枢神経疾患、作業療法 ⑦ 南征吾 : 脳卒中、ロボット、機器開発 ⑧ 松井徳造 : 精神医学、遠隔診療 ⑨ 道免和久 : ニューロリハビリテーション、ロボット、先進リハビリテーション ⑩ 浅井仁 : 体性感覚、姿勢制御 ⑪ 永井宏達 : 介護予防、フレイル・サルコペニア ⑫ 宮本俊朗 : Non-communicable Diseases、疾病予防、産学連携、機器開発 ⑬ 野添匡史 : 急性期脳卒中、再発予防、重症化予防、急性期サルコペニア ⑭ 森明子 : ウィメンズヘルス、理学療法 ⑮ 塚越累 : バイオメカニクス、運動器疾患 ⑯ 花家竜三 : 自閉スペクトラム症、発達障害、認知 ⑰ 松沢良太 : 循環器疾患、腎臓病、データマネジメント、データ分析、フレイル・サルコペニア ⑱ 田中陽一 : 行動心理学、慢性疼痛 ⑳ 佐久間香 : 脳卒中、歩行、バイオメカニクス ㉑ 清水大輔 : 高次脳機能、認知リハビリテーション ㉒ 奥谷研 : 精神機能、自律神経機能、作業療法 ㉓ 荻野智之 : 脳血管疾患、ロボット、在宅心臓リハビリテーション</p>	

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	特別研究		<p>(概要) 担当教員からの個別指導と、リハビリテーション医療に関わる種々の研究領域をリードする教員からの組織的な指導を行う。研究計画、プレゼンテーション、研究マネジメント関連の指導は、週1回を目安として、学生のスケジュールに合わせて柔軟に実施する。研究のスケジュールとしては、1年次7月に中間報告会、2年次7月に2回目の中間報告会に参加する。3年次には学位論文の作成に合わせて、学術雑誌等への投稿に向けた準備を進める。論文の執筆に当たっては、週1回を目安にして、教員が密に指導する。その後、3年次1月に学位論文を提出し、学位論文審査会を開催する。</p> <p>(3年間/全90回： 1年次/全30回、2年次/全30回、3年次/全30回)</p> <p>(1年次) 第1回～8回：主指導教員、副指導教員 教員の指導の下、リサーチエッセイの作成、関連領域の文献のレビュー、倫理審査委員会承認に向けた書類作成を進める。また、中間報告会に向けてプレゼンテーションの準備、練習をゼミナール形式で行う。</p> <p>第9回～11回：主指導教員、副指導教員 中間報告会にて研究計画についてプレゼンテーションを行うとともに、他の領域の教員からフィードバックを受ける。また、他者のプレゼンテーションに対して自身の意見を述べ、ディスカッションを行う。</p> <p>第12～15回：主指導教員、副指導教員 中間報告会における指摘を受け、研究計画を修正し、研究開始に向けた準備を進める。修正内容についてはゼミナールでプレゼンテーションし、ディスカッションを行う。</p> <p>第16回～28回：主指導教員、副指導教員 倫理審査の承認を受けたのちに、研究を開始し、データの収集を進める。進捗について、ゼミナールでプレゼンテーションする。</p> <p>第29回～30回：主指導教員 年度内の研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を作成する。</p> <p>(2年次) 第31回～38回：主指導教員、副指導教員 研究活動報告書でまとめた内容をもとに、研究を遂行する。ゼミナールにおいてプレゼンテーションを行い、進捗に関するフィードバックを受ける。</p> <p>第39回～41回：主指導教員、副指導教員 中間報告会にてプレゼンテーションを行うとともに、他の領域の教員からフィードバックを受ける。また、他者のプレゼンテーションに対して自身の意見を述べ、ディスカッションを行う。</p> <p>第42～45回：主指導教員、副指導教員 中間報告会における指摘を受け、データの分析方法とその結果の解釈を深め、必要に応じて研究遂行に関するマネジメント方法を見直す。内容についてはゼミナールでプレゼンテーションし、ディスカッションを行う。</p> <p>第46回～60回：主指導教員、副指導教員 データ収集を進め、進捗とデータ分析と解釈について、ゼミナールでプレゼンテーションし、ディスカッションを行う。年度内の研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を作成する。</p> <p>(3年次) 第61回～75回：主指導教員、副指導教員 収集したデータの解析および分析を行い、指導教員より適宜、指導を受ける。また、学術雑誌への投稿に向けた準備を進め、投稿する。</p> <p>第76回～90回：主指導教員、副指導教員 学術雑誌へのアクセプトが未達の場合には、指導教員より適宜、指導を受けながらブラッシュアップし再投稿する。また、博士論文審査会に向けたプレゼンテーション資料の作成を進める。ゼミナールにおいては博士論文審査会に向けたプレゼンテーションの練習を行い、ディスカッションを行う。</p>	

- (① 玉木彰)
呼吸器疾患や高齢者を対象に身体的フレイル・サルコペニアや呼吸サルコペニアに着目し、新しい評価指標の開発ならびに生命予後の延伸を目指した効果的な介入方法の確立に関する研究指導を行う。
- (② 小林隆司)
調査研究・質的研究・比較研究などの手法を用いて、幼児期から高齢期までの地域総合作業療法の効果を検証していく手順について研究指導を行う。
- (③ 川口浩太郎)
運動器障害(疼痛疾患を含む)の発生メカニズム、治療方法について解剖学、生理学、運動学的視点からの解明、予防法の開発に関する研究指導を行う。
- (④ 日高正巳)
理学療法士・作業療法士の養成教育ならびに臨床教育に焦点を当て、入学者選抜ならびに卒前・卒後の教育方法・教育評価手法の開発に関する研究指導を行う。
- (⑤ 坂口顕)
各種疾患や障害に対して、電気刺激、温熱、光線など、その他物理療法手段を用いた治療に着目し、臨床研究並びに動物を用いた基礎的研究についての研究指導を行う。
- (⑥ 平上尚吾)
中枢神経疾患や高齢者における運動機能障害や生活障害に焦点を当て、その評価や作業療法による支援方法、および効果判定に関する研究指導を行う。
- (⑦ 南征吾)
慢性脳卒中片麻痺上肢の機能回復と生活行為の再獲得を目的とした、ロボット等による治療機器・技術の開発と効果検証に関する研究指導を行う。
- (⑧ 松井徳造)
精神障害者における病識の有無を含む精神障害の重症度、向精神薬の服薬状況および遠隔診療の有用性に焦点を当て、精神科リハビリテーションに関する研究指導を行う。
- (⑨ 道免和久)
脳卒中をはじめとする様々な神経疾患の評価方法や予後予測に関する研究のほか、先端ニューロリハビリテーションに基づいた新しい治療戦略の開発に関する研究指導を行う。
- (⑩ 浅井仁)
健常人および脳卒中片麻痺患者を対象にした立位あるいは座位での姿勢制御や位置知覚における体性感覚情報の役割および感覚情報重み付けに関する研究指導を行う。
- (⑪ 永井宏達)
高齢期におけるフレイルとサルコペニアの予防及び対策に重点を置き、そのための効果的な評価手法と介入方法の開発についての研究指導を行う。
- (⑫ 宮本俊朗)
Non-communicable Diseases による内部障害患者に対して、入院期で生じる身体機能低下や慢性期における二次的合併症を予防・改善するための橋渡し研究や臨床研究に対する研究指導を行う。
- (⑬ 野添匡史)
脳卒中に対する機能改善及び再発・重症化予防を目的とした効果的な介入方法と、超高齢社会にも適応可能な脳卒中予後予測法の開発及び検証に関する研究指導を行う。
- (⑭ 森明子)
産前産後、骨盤底機能障害、月経痛などライフステージを通して起こる女性の健康問題に焦点を当て、ウイメンズヘルス理学療法の評価・治療介入の検証に関する研究指導を行う。

研究指導科目	特別研究	<p>(15) 塚越 累 運動器疾患や高齢者等を対象として、バイオメカニクス的手法を用いた病態の評価や効果的な介入方法に関する研究指導を行う。</p> <p>(16) 花家 竜三 自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害の運動・感覚・認知の神経基盤の解明及び治療方法に関する研究指導を実施する。</p> <p>(17) 松沢 良太 循環器病・腎臓病を有する者の低栄養、フレイル及びサルコペニアの管理法確立を目的に、効果的な治療法の開発及び新たな効果判定指標・予後予測指標の検証に関する研究指導を実施する。</p> <p>(18) 田中 陽一 行動心理学的な分析手法を用いて、慢性疼痛や中枢疾患に対する心身機能・活動に関する評価方法及び治療方法に関する研究指導を実施する。</p>	
--------	------	---	--

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
自由科目	教育学特論		<p>(概要) 教育学の基本である、教育原理、教育・学習心理、教育課程、教育制度などについて理解する。理学療法士・作業療法士を養成する教員としての基本的事項について理解する。教育学に関連した実践及び研究活動に取り組む非常勤講師が担当する。</p> <p>(28 大関達也/4回) 第4～7回：大関 教育原論 教育人間学の視点から「人間性とは何か」という問いの歴史的・社会的背景を振り返り、教育の基本について教授する。教育の機会を奪われた野生児の事例を取り上げ、教育がなされなければどのように成長していくのか、その場合の課題について検討することを通して、適切な教育の必要性について理解を深めるようにする。産業革命以降、教育の機会均等の観点から一定の規律を目指した学校教育が展開されているが、その中で課題について教授する。さらに、昨今は、教育が学校教育のみで終了するのではなく、生涯にわたって展開されることから生涯学習社会における学校の役割と責任についても教授する。</p> <p>(29 藤原和政/4回) 第8～9回 藤原 教育心理学 教育心理学の観点から、人間の行動のメカニズムについて取り扱う。学習者が学習を展開していく上で重要になる学習動機をテーマとして、「条件づけ」「から」動機づけ」への流れを整理し、動機づけの諸理論について教授する。 第10～11回：藤原 教育心理学 教育心理学の観点から、学習者を理解する場合の留意点について取り扱う。 教授者並びに学習者ともに人を理解するためには、先入観をはじめとしてそのときの心理的状态の影響を受ける。そこで、人間が有する認知バイアスに焦点をあて、他者理解に関わるバイアスと自己理解に関わるバイアスについて、どのようなバイアスがあるのか、それらのバイアスがあることで人間理解がどのように変化するかについて教授する。</p> <p>(30 福嶋真治/3回) 第1～3回：福嶋 教育制度論 学校教育制度について現状を「公教育」と「私教育」に分類し整理する。公教育として実施される場合には、その内容や運営が文部科学政策として実施されることから、我が国における学校教育のガバナンスがどのようになっているのか、その課題は何かについて教授する。教育が目指すものとしては、教育の質保障が注目されている。教育の質に関わる免許や基準、さらには、教育現場を監査し評価していく取り組み等について紹介し、よりよき教育を展開していくための制度設計について議論する。</p> <p>(31 安藤福光/4回) 教育課程論 第12～13回：安藤 教育課程論 教育の基本は、教育内容を構築していくカリキュラム設計をどれだけ丁寧に行うのかにかかる。そこで、教育内容に関する概念の整理(プログラム、カリキュラム、教育課程)を行うとともに、我が国の教育が国際社会の中でどのような状況にあるかについて、学力問題、PISA調査の概要と結果などを紹介し検討する。 第14～15回：安藤 現在の初等中等教育で展開されている我が国の教育の現状について、学習指導要領の歴史的変遷を紹介し、21世紀に求められる学習とはどのようなものかについて教授する。</p>	

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業 科目	講義等の内容	備考
自由 科目	リハビリテーション 科学教育論 (養成校教育)		<p>(概要) 理学療法士・作業療法士の養成教育に関する知見を深め、理学療法学教育・作業療法学教育の発展に必要な知識を培う。「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の現状と課題や、問題基盤学習、客観的臨床能力試験について理解する。さらに、新しい教育方法及び教育関連用語について学び、リハビリテーション科学の将来を担う人材を育成するにふさわしい教育方法を考察・検討する。</p> <p>1) 理学療法士・作業療法士養成施設指定規則の現状と課題について理解する。 2) 問題基盤学習、客観的臨床能力試験について理解する。 3) 新しい教育方法及び教育関連用語について理解する。 4) リハビリテーション科学の将来を担う人材を育成するにふさわしい教育方法を考察・検討する。</p> <p>(④ 日高正巳/8回) 第1～2回：日高 専門職養成教育の現状と課題 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の現状と課題について紹介し、Entrustable Professional Activitiesを見据えたカリキュラムプランニングについて議論を行う。EPAに基づき、専門職教育としての到達目標を設定し、到達に向けた向上目標、さらには、体験目標への展開を検討するとともに、学生がどのような能力を習得したのかを示すDiploma Supplementsについて教授する。また、これらの内容を学生に伝えるためのグラフィックシラバスについても紹介する。</p> <p>第3～4回：日高 アクティブラーニング、問題基盤型学習の背景と特性をテーマとして扱う。問題基盤型学習の背景・特性並びに学習科学に基づいた効果的な教授法について紹介し、学生が主体的で対話的な深い学びに向けて、将来、教授者になることを意識し議論を展開する。どのような課題を設定していくことが効果的な問題基盤型学習につながるのかを考え、課題提示と包含要素を考え、最終的に問題基盤型学習の課題作成まで取り組み、作成した課題についての議論を行う。</p> <p>第5～6回：日高 客観的臨床能力試験の課題 理学療法士作業療法士の教育現場で取り組まれることが増えてきている客観的臨床能力試験 (OSCE) を取り上げ、臨床実習前OSCEについては個別科目での練られた厳格な評価との関係性、臨床実習後OSCEについては臨床実習での多様な経験との関連から、評価方法並びに抱える課題について整理する。その上で、個別体験から抽象的概念化のプロセスである経験学習モデルについても紹介し、臨床能力修得状況を評価する方法としてパフォーマンス評価、パフォーマンス課題の設定について教授する。</p> <p>第7～8回：日高 専門職養成教育プラン 将来、教育者として活動することを目指して、自己が担当する授業について1コマを取り上げ、授業プランの立案を行うとともに模擬授業を実施し、終了後にリフレクションを行うという一連の授業過程を経験し、改善点等について議論を行う。</p>	講義 8時間 演習 8時間

授業科目の概要				
(リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士後期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
自由科目	リハビリテーション科学教育論(臨床教育)		<p>(概要) 臨床教育に焦点をあて、臨床場面を介してどのように後進を育てていくのかについて、知識並びに技術の修得を図る。後進の育成に関わるものが自らの成長を促すことにつながるTeaching is learning twice並びに経験学習の基本的な考え方について教授する。</p> <p>1) 臨床教育・経験学習の基本について理解する。 2) 臨床実習教育が抱える課題について理解する。 3) 診療参加型臨床実習における指導方法を理解する。 4) 診療参加型臨床実習における学生評価について理解する。</p> <p>(④ 日高正巳/8回) 第1～2回：日高 理学療法士・作業療法士の臨床実習教育が抱える課題について、コンプライアンス、ハラスメント、対象者の権利保障・安全性の管理、個人情報保護などについて教授する。その上で、適切な臨床教育の展開に必要な学習理論として、正統的周辺参加並びに認知的徒弟制の基本について教授する。</p> <p>第3～4回：日高 臨床実習において、実習生が取り組む水準について紹介し、免許取得時点で有するべき到達目標並びに臨床実習前後の評価の観点について現状と課題について教授する。その上で、養成校内教育、臨床実習教育、卒後臨床研修の役割分担について検討する。</p> <p>第5～6回：日高 診療参加型臨床実習の指導プログラムの立案として、見学・模倣・実施のプロセス並びに指導ポイントについて解説し、基本的態度・運動スキル・認知スキルのそれぞれの指導プログラム立案を行う。立案された指導プログラムについて議論し、臨床教育におけるポイントを教授する。</p> <p>第7～8回：日高 診療参加型臨床実習における学生評価として、教育評価の意義、診断的・形成的・総括的評価並びに評価と評定の違いについて教授する。また、形跡的評価を展開するための評価ツールを紹介し、それらのツールを用いる場合の留意点、さらには、評価目的に応じた実習指導者と教員の役割について教授する。</p>	講義 10時間 演習 6時間

科目名	Scientific English			
英文名	Scientific English			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期 (隔年開講)	必修科目	演習・講義	1単位
担当者	中野 三紀、山本 英幸、玉木 彰、永井 宏達、宮本 俊朗、松沢 良太			
場所	講義室・オンライン			
授業の目的	新たな知見の創造及び情報発信を国際的フィールド（英語論文、国際学会、国外との共同研究等）で展開するための基盤となる英語力を身につける。			
授業の概要	英語でのプレゼンテーション、ロジカルシンキングの構築、ライティング等を演習形式で学ぶ。 特にリハビリテーション科学の研究者として外国語（英語）でのプレゼンテーションや論文執筆などに必要とされるスキルを身につけることを目的としているため、英語教育を専門とする教員、留学経験を有する教員に加えて、リハビリテーション分野における国際フィールドで情報を発信している専門職教員が連携して授業を担当する。			
到達目標	英語でのプレゼンテーション、ロジカルシンキングの構築、ライティングを通して、自身の研究を国際的に発信するための素養を身につける。			
各回の授業内容	<p>第1回：中野 三紀、松沢 良太 科学研究における英語プレゼンテーションの基礎 英語でのプレゼンテーションに必要な基本的な態度、スキルを教授し、国際学会等で発表するための基礎力を身につける。</p> <p>第2回：中野 三紀、松沢 良太 abstract執筆のポイントと演習 英語論文及び学会抄録等で必要となるabstractの作成において必要な知識を学修するとともに、自身の研究テーマから実際のabstractの執筆を演習形式で学ぶ。</p> <p>第3回：中野 三紀、永井 宏達 文章構造の理解に基づくライティングの基礎 英文をパラグラフごとに理解するための知識を学修するとともに、学習した文章構造をもとに自身の研究を英文で表現するための技術を身につける。</p> <p>第4回：中野 三紀、永井 宏達 英語論文執筆の演習 ここまで学修した内容を基盤とし、自身の研究テーマに関するbackgroundの執筆を演習形式で実践的に進める。</p> <p>第5回：山本 英幸、宮本 俊朗 オーラルプレゼンテーションの基礎と演習 オーラルプレゼンテーションを行う上で必要となる知識・技術の学習を深めるとともに、演習形式で実践的にそのスキルを向上させる。</p> <p>第6回：山本 英幸、宮本 俊朗 ポスタープレゼンテーションの基礎と演習 ポスタープレゼンテーションを行う上で必要となる知識・技術の学習を深めるとともに、演習形式で実践的にそのスキルを向上させる。</p> <p>第7回：山本 英幸、中野 三紀、玉木 彰 オーラルプレゼンテーション演習 自身の研究課題に関するオーラルプレゼンテーションの準備を行うとともに、発表を通して実践的に学習を深める。</p> <p>第8回：山本 英幸、中野 三紀、玉木 彰 ポスタープレゼンテーション演習 自身の研究課題に関するポスタープレゼンテーションの準備を行うとともに、発表を通して実践的に学習を深める。</p>			

評価方法 ・ 評価基準	プレゼンテーションをルーブリックにて評価（70%） ライティングをルーブリックにて評価（30%）
授業と DP・CP との関連	<p>本科目ではDPに定める「発信力」の修得を主目的とし、「論理的思考力」及び「創造力」の向上を付随的な目的として、英語でのロジカルシンキングに基づき新たな知見を創造し、国際的に情報を発信できる能力を演習形式で学修する。</p> <p>【DP：以下に該当】 DP2：論理的思考力 物事を論理的に考え、幅広い視野を持って様々な研究に取り組んでいく能力を有する。</p> <p>DP3：創造力 将来を見据えた先進的な視点を持ち、新しいことにチャレンジするような創造力を有する。</p> <p>DP4：発信力 研究を実施するだけでなく、リハビリテーション科学に関連する自らの研究成果を広く世界に向けて国際学会や国際誌等で発信できる能力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP5:新たな知見の創造、及び情報発信を国際的フィールドで展開することをスタンダードとする科目を配置する。</p>
準備学習	<p>事前学習 自身の研究テーマについて、プレゼンテーション及びabstractの草案の作成に取り組む。事前学習には2時間程度の時間を要する。</p> <p>事後学習 自身の研究テーマについて、プレゼンテーション及びabstractの修正に取り組む。事後学習には2時間程度の時間を要する。</p>
教材	特になし

科目名	先進リハビリテーション学			
英文名	Advanced Rehabilitation Studies			
科目概要	博士後期課程 1年前期・2年前期 (隔年開講)	必修科目	講義	1単位
担当者	小林 隆司、道免 和久、浅井 仁、永井 宏達、宮本 俊朗、土江 伸誉、藤岡 宏幸、内山 侑紀			
場所	講義室・オンライン			
授業の目的	先進的・学際的視点に基づき次代のリハビリテーション科学を開拓するための素養を身につける。			
授業の概要	リハビリテーション領域での新たな展開が期待される人工知能（AI: Artificial Intelligence）、ロボットリハビリテーション、産学連携、健康増進・予防等の最新のテーマについて各分野で実践及び研究活動に取り組む教員が担当する。講義及びディスカッション形式で授業を行う。			
到達目標	先進的なリハビリテーションの知見を踏まえ、社会課題や自身の研究課題を解決する素養を身につける。			
各回の授業内容	<p>第1回：小林隆司 総論・AIを活用した先進リハビリテーション AIがリハビリテーションにどのような好影響を及ぼしうるのか？また、問題点はないのか？について、参加者全員で議論する。</p> <p>第2回：永井宏達 高齢期における健康増進とフレイル予防の最新トピックス フレイル予防、対策に関する最新的话题を提供するとともに、地域保健計画策定のための行政との連携に向けた先進リハビリテーションの実践的取り組みを紹介する。</p> <p>第3回：道免和久 産学連携と先進的ニューロリハビリテーション 先進的ニューロリハビリテーションに基づいた新しい治療アプローチの研究・開発と、社会実装（機器開発含む）及びその発信に向けた産学連携について教授する。</p> <p>第4回：宮本俊朗 国際連携とリハビリテーション科学研究の社会実装 国際連携研究プロジェクトの事例を交えながら、リハビリテーション科学研究を学際的な視点で取り組む際の課題及び現代社会の課題を解決するために必要となる国際連携と社会実装及びその発信の重要性について教授する。</p> <p>第5回：内山侑紀 ロボットリハビリテーション最前線 脳卒中をはじめとする様々な神経障害に対する最新のロボットリハビリテーションに関する研究と、その臨床応用の実際について教授する。</p> <p>第6回：浅井 仁 リハビリテーション領域における姿勢制御の最新トピックス 体性感覚情報の機能的役割及び感覚情報の重み付け（Sensory Weighting）の観点から、リハビリテーション領域における姿勢制御の土台となる身体位置知覚について教授する。</p> <p>第7回：土江伸誉 行動科学にもとづく先進リハビリテーション 動物モデルを用いた脳梗塞に対する幹細胞移植療法及びリハビリテーション的介入の有効性評価研究について紹介する。</p> <p>第8回：藤岡宏幸 地域における先進リハビリテーション 人口減少、高齢化の進む地域における運動器疾患の手術及びリハビリテーションについて教授する。</p>			

評価方法 ・ 評価基準	各講義における小テスト、レポート課題にて評価（100%）
授業と DP・CP との関連	<p>本科目ではDPに定める「創造力」の修得を主目的とし、「発信力」の向上を付随的な目的として、先進リハビリテーションの最新トピックスに触れることで、自身の研究を深化・発展させるための基盤を修得する。</p> <p>【DP：以下に該当】 DP3：創造力 将来を見据えた先進的な視点を持ち、新しいことにチャレンジするような創造力を有する。</p> <p>DP4：発信力 研究を実施するだけでなく、リハビリテーション科学に関連する自らの研究成果を広く世界に向けて国際学会や国際誌等で発信できる能力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP4：リハビリテーション科学分野において新たな展開が期待されるテーマに対して、将来を見据えた先進的・学際的視点に基づき解決策を創造・発信する能力を身に付ける科目を配置する。</p>
準備学習	<p>事前学習 各トピックスにおける現状とリハビリテーションへの応用について事前学習に取り組む。事前学習には2時間程度の時間を要する。</p> <p>事後学習 各トピックスで学修したことをもとに、自身の研究領域との関連性や応用可能性について事後学習としてレポート課題等に取り組む。事後学習には2時間程度の時間を要する。</p>
教材	特になし

科目名	リハビリテーション科学特講			
英文名	Special Lecture on Rehabilitation			
科目概要	博士後期課程 1年 前期	必修科目	講義・演習	2単位
担当者	永井 宏達、玉木 彰、小林 隆司、川口 浩太郎、日高 正巳、坂口 顕、平上 尚吾、南 征吾、松井 徳造、道免 和久、浅井 仁、宮本 俊朗、野添 匡史、森 明子、塚越 累、花家 竜三、松沢 良太、田中 陽一			
場所	講義室・オンライン			
授業の目的	リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な総合的な視野と研究能力を獲得する。また、個人のみならず地域社会全体の課題を総合的に見据え、予防から治療介入まで貢献できる研究者の素養を身につける。			
授業の概要	修士課程等で培った基本的な研究能力を基盤に、リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な研究マネジメントについて学ぶ。リハビリテーション科学に関連した実践及び研究活動に取り組む教員が担当する。			
到達目標	リハビリテーション科学の実践に必要な研究者倫理、研究マネジメント、データ解析手法、データマネジメント方法、論理的思考に基づく研究のアウトプット手法、社会実装の基本的能力を獲得する。			
各回の授業内容	<p>リハビリテーション科学の実践に必要な研究者倫理、データ解析手法、データマネジメント方法、論理的思考に基づく研究のアウトプット手法、社会実装の基本的能力を獲得する。</p> <p>第1～2回：永井宏達 研究者倫理と倫理的観点に基づく研究マネジメント 研究者倫理と倫理的観点に焦点を当て、研究の適切な実施とマネジメントに不可欠な原則と実践について理解する。倫理的な課題、懸念事項、及び最善の実践方法に関する議論を行い、研究者としての倫理的な責任を探究する。</p> <p>第3回：永井宏達 リハビリテーション科学におけるデータベース構築、データマネジメント データ収集までの準備、データ管理システムの作成、個人情報の取り扱い、データの保管方法及びデータのコーディングといったデータマネジメントの方法について指導する。</p> <p>第4～5回：永井宏達 リハビリテーション科学における統計手法（データの取り扱いと要約） 統計解析を行う前段階として必要となるデータシートにおける外れ値、逸脱、誤入力及び欠損等の取り扱い方法について指導する。加えて、母集団の特性を把握するのに必要である記述統計（数値的要約、グラフによるデータ理解）について探究する。</p> <p>第6～7回：永井宏達 リハビリテーション科学における統計手法（連続データの解析） 連続データに関する解析を実践し、本解析を通じて得られた結果の解釈の仕方を指導する。加えて、連続データを扱う研究において、その目的に合致した論理的なデータ解析の計画を立案できるよう指導する。</p> <p>第8～9回：永井宏達 リハビリテーション科学における統計手法（2値データの解析） 2値データに関する解析を実践し、本解析を通じて得られた結果の解釈の仕方を指導する。加えて、2値データを扱う研究において、その目的に合致した論理的なデータ解析の計画を立案できるよう指導する。</p> <p>第10～11回：永井宏達 リハビリテーション科学における統計手法（生存時間データの解析） 生存時間データに関する解析を実践し、本解析を通じて得られた結果の解釈の仕方を指導する。加えて、生存時間データを扱う研究において、その目的に合致した論理的なデータ解析の計画を立案できるよう指導する。</p>			

各回の 授業内容	<p>第12～13回：指導教員 解析で得られた結果の解釈 これまでの研究（自身の研究を含む）を題材に解析結果の解釈を行う。さらに、結果のまとめ方及び採用されている解析方法について批判的吟味を行い、論理的かつ明確な結果を導く出す解析方法について議論する。</p> <p>第14～15回：指導教員 研究結果の効果的なアウトプットと図表作成 これまでの研究（自身の研究を含む）を題材に得られた解析結果を効果的に示すための図表作成を実践する。論理的視点に立ち、作成した図表が研究目的と合致しているか、バイアスが生じていないか、他に解析上の問題点はないか等について議論し、探求する。</p> <p>学生の研究テーマに応じて、周辺領域を含む専門分野の教員がチームを編成して学生を指導する。</p> <p>【指導教員】 玉木彰：呼吸器疾患、急性期のリスク管理 小林隆司：地域総合作業療法、質的研究、発達障害 川口浩太郎：運動器障害、疼痛 日高正巳：教育、データ分析 坂口顕：物理療法、基礎研究 平上尚吾：中枢神経疾患、作業療法 南征吾：脳卒中、ロボット、機器開発 松井徳造：精神医学、遠隔診療 道免和久：ニューロリハビリテーション、ロボット、先進リハビリテーション 浅井 仁：体性感覚、姿勢制御 永井宏達：介護予防、フレイル・サルコペニア 宮本俊朗：Non-communicable Diseases、疾病予防、産学連携、機器開発 野添 匡史：急性期脳卒中、再発予防、重症化予防、急性期サルコペニア 森明子：ウィメンズヘルス、理学療法 塚越累：バイオメカニクス、運動器疾患 花家竜三：自閉スペクトラム症、発達障害、認知 松沢良太：循環器疾患、腎臓病、データマネジメント、データ分析、フレイル・サルコペニア 田中陽一：行動心理学、慢性疼痛</p>
評価方法 ・ 評価基準	レポート課題、授業内課題をルーブリックにて評価（100%）
授業と DP・CP との関連	<p>本科目ではDPに定める「論理的思考力」の修得を主目的とし、「研究マネジメント力」の向上を付随的な目的として、論理的思考に基づき高度な研究課題に取り組む素養を実践的に学習する。</p> <p>【DP：以下に該当】 DP1：研究マネジメント力 自らリハビリテーション科学に関連する研究をデザインし、研究計画の立案、研究の実施、データ解析、結果のまとめ、論文執筆に至る一連の研究の流れをマネジメントできる能力を有する。 DP2：論理的思考力 物事を論理的に考え、幅広い視野を持って様々な研究に取り組んでいく能力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】 CP2：リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な総合的な視野と研究能力の獲得を目指した科目を配置する。</p>
準備学習	<p>事前学習 各トピックスについて事前学習に取り組む。事前学習には2時間程度の時間を要する。 事後学習 各トピックスで学修したことをもとに、事後学習としてレポート課題に取り組む。事後学習には2時間程度の時間を要する。</p>
教材	適宜、テーマに応じて参考資料を紹介する。

科目名	リハビリテーション科学特講演習			
英文名	Special Seminar on Rehabilitation			
科目概要	博士後期課程 1年 後期	必修科目	演習	2単位
担当者	永井 宏達、玉木 彰、小林 隆司、川口 浩太郎、日高 正巳、坂口 顕、平上 尚吾、南征吾、松井 徳造、道免 和久、浅井 仁、宮本 俊朗、野添 匡史、森 明子、塚越 累、花家 竜三、松沢 良太、田中 陽一、佐久間 香、清水 大輔、奥谷 研、荻野 智之			
場所	講義室・オンライン			
授業の目的	リハビリテーション科学特講で修得した素養を基盤として、論理的思考にもとづき高度な研究課題に実践的に取り組む能力を身につける。			
授業の概要	修士課程等で培った基本的な研究能力を基盤に、リハビリテーション科学を発展・深化させるために必要な研究実践手法について学ぶ。複合的・学際的な研究領域をベースとした少人数での定期的な課題発表とディスカッション形式で授業を行う。			
到達目標	論理的思考と学際的観点にもとづき高度な研究課題に実践的に取り組む能力を身につける。			
各回の授業内容	<p>研究領域に応じて編成された教員が多角的に関与しながら、論文の批判的吟味、エビデンス創出に向けたバイアスへの対処や研究マネジメントについて学修する。</p> <p>第1～4回：指導教員 研究論文の批判的吟味とレビュー 学生の研究テーマの領域及びその研究を発展させるための周辺領域の論文をもとに、研究論文の批判的吟味とレビューの方法を演習形式で学ぶ。</p> <p>第5～9回：指導教員 学生自身の研究課題と社会的な課題との接点（レリバンス）について調査・検討し、発表させ議論する 研究課題と地域社会との接点 研究課題と発達支援・障害支援の接点 研究課題と介護予防、疾病予防の接点 研究課題と産学連携の接点 研究課題と急性期リスク管理の接点</p> <p>第10～12回：指導教員 研究課題のエビデンス創出とそのための研究マネジメント バイアスに対処するための手法を演習形式で学ぶとともに、そのための研究マネジメントの考え方と方法を習得する。</p> <p>第13～15回：指導教員 先進リハビリテーションの研究課題への応用 AI、健康増進、ニューロリハビリテーション、国際連携、ロボット、行動科学等をはじめとする先進リハビリテーションと研究課題の融合によるリハビリテーション科学領域としての研究発展の可能性を探索する。</p> <p>学生の研究テーマに応じて、周辺領域を含む専門分野の教員がチームを編成して学生を指導する。</p> <p>(指導教員) 玉木彰 : 呼吸器疾患、急性期のリスク管理 小林隆司 : 地域総合作業療法、質的研究、発達障害 川口浩太郎 : 運動器障害、疼痛 日高正巳 : 教育、データ分析 坂口顕 : 物理療法、基礎研究 平上尚吾 : 中枢神経疾患、作業療法 南征吾 : 脳卒中、ロボット、機器開発 松井徳造 : 精神医学、遠隔診療 道免和久 : ニューロリハビリテーション、ロボット、先進リハビリテーション 浅井 仁 : 体性感覚、姿勢制御</p>			

各回の 授業内容	永井宏達 : 介護予防、フレイル・サルコペニア 宮本俊朗 : Non-communicable Diseases、疾病予防、産学連携、機器開発 野添 匡史 : 急性期脳卒中、再発予防、重症化予防、急性期サルコペニア 森明子 : ウィメンズヘルス、理学療法 塚越累 : バイオメカニクス、運動器疾患 花家竜三 : 自閉スペクトラム症、発達障害、認知 松沢良太 : 循環器疾患、腎臓病、データマネジメント、データ分析、フレイル・サルコペニア 田中陽一 : 行動心理学、慢性疼痛 佐久間香 : 脳卒中、歩行、バイオメカニクス 清水大輔 : 高次脳機能、認知リハビリテーション 奥谷研 : 精神機能、自律神経機能、作業療法 荻野智之 : 脳血管疾患、ロボット、在宅心臓リハビリテーション
評価方法 ・ 評価基準	主体性(20%)、研究マネジメント能力(40%)、論理的思考(40%)の3領域についてルーブリックで評価する。
授業と DP・CP との関連	本科目ではDPに定める「論理的思考力」の修得を主目的とし、「研究マネジメント力」の向上を付随的な目的として、論理的思考に基づき高度な研究課題に取り組む素養を実践的に学習する。 【DP：以下に該当】 DP1：研究マネジメント力 自らリハビリテーション科学に関連する研究をデザインし、研究計画の立案、研究の実施、データ解析、結果のまとめ、論文執筆に至る一連の研究の流れをマネジメントでできる能力を有する。 DP2：論理的思考力 物事を論理的に考え、幅広い視野を持って様々な研究に取り組んでいく能力を有する。 【CP：以下に該当】 CP3：論理的思考に基づき高度な研究課題に実践的に取り組む能力を身に付ける科目を配置する。
準備学習	事前学習 ゼミナールに向けて、先行研究のレビューを行い、プレゼンテーション及びディスカッションの準備を行う。事前学習には2時間程度の時間を要する。 事後学習 指導内容に基づいて先行研究を再調査するとともに、プレゼンテーションをブラッシュアップさせる。事後学習には2時間程度の時間を要する。
教材	適宜、テーマに応じて参考資料を紹介する。

科目名	特別研究			
英文名	Doctoral dissertations			
科目概要	博士後期課程 1年～3年 通年	必修科目	演習	12単位
担当者	玉木 彰、小林 隆司、川口 浩太郎、日高 正巳、坂口 顕、平上 尚吾、南 征吾、松井 徳造、道免 和久、浅井 仁、永井 宏達、宮本 俊朗、野添 匡史、森 明子、塚越 累、花家 竜三、松沢 良太、田中 陽一			
場所	講義室・オンライン			
授業の目的	1) 学位論文を作成する過程において、研究仮説を立て、研究計画を立案し、研究を遂行する能力を涵養する。 2) 研究マネジメント力を涵養する。 3) 得られた研究成果を論文として国内外に発信する能力を涵養する。			
授業の概要	1) 担当教員からの個別指導と、リハビリテーション医療に関わる種々の研究領域をリードする教員からの組織的な指導を行う。 2) 研究計画、プレゼンテーション、研究マネジメント関連の指導は、週1回を目安として、学生のスケジュールに合わせて柔軟に実施する。 3) 研究のスケジュールとしては、1年次7月に中間報告会、2年次7月に2回目の中間報告会に参加する。 4) 3年次には学位論文の作成に合わせて、学術雑誌等への投稿に向けた準備を進める。 5) 論文の執筆に当たっては、週1回を目安にして、教員が密に指導する。 6) その後、3年次1月に学位論文を提出し、学位論文審査会を開催する。			
到達目標	1) 研究仮説を明確に立てることができる 2) 研究計画を立案し、適切に研究を遂行することができる 3) 研究を遂行し、得られた成果について原著論文として国内外の査読付き学術誌に投稿・掲載する			
各回の授業内容	<p>(1年次)</p> <p>第1回～8回：主指導教員、副指導教員 教員の指導の下、リサーチクエスションの作成、関連領域の文献のレビュー、倫理審査委員会承認に向けた書類作成を進める。また、中間報告会に向けてプレゼンテーションの準備、練習をゼミナール形式で行う。</p> <p>第9回～11回：主指導教員、副指導教員 中間報告会にて研究計画についてプレゼンテーションを行うとともに、他の領域の教員からフィードバックを受ける。また、他者のプレゼンテーションに対して自身の意見を述べ、ディスカッションを行う。</p> <p>第12～15回：主指導教員、副指導教員 中間報告会における指摘を受け、研究計画を修正し、研究開始に向けた準備を進める。修正内容についてはゼミナールでプレゼンテーションし、ディスカッションを行う。</p> <p>第16回～28回：主指導教員、副指導教員 倫理審査の承認を受けたのちに、研究を開始し、データの収集を進める。進捗について、ゼミナールでプレゼンテーションする。</p> <p>第29回～30回：主指導教員 年度内の研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を作成する。</p>			

(2年次)

第31回～38回：主指導教員、副指導教員

研究活動報告書でまとめた内容をもとに、研究を遂行する。ゼミナールにおいてプレゼンテーションを行い、進捗に関するフィードバックを受ける。

第39回～41回：主指導教員、副指導教員

中間報告会にてプレゼンテーションを行うとともに、他の領域の教員からフィードバックを受ける。また、他者のプレゼンテーションに対して自身の意見を述べ、ディスカッションを行う。

第42～45回：主指導教員、副指導教員

中間報告会における指摘を受け、データの分析方法とその結果の解釈を深め、必要に応じて研究遂行に関するマネジメント方法を見直す。内容についてはゼミナールでプレゼンテーションし、ディスカッションを行う。

第46回～60回：主指導教員、副指導教員

データ収集を進め、進捗とデータ分析と解釈について、ゼミナールでプレゼンテーションし、ディスカッションを行う。年度内の研究活動と次年度の研究計画について記載した研究活動報告書を作成する。

(3年次)

第61回～75回：主指導教員、副指導教員

収集したデータの解析および分析を行い、指導教員より適宜、指導を受ける。また、学術雑誌への投稿に向けた準備を進め、投稿する。

第76回～90回：主指導教員、副指導教員

学術雑誌へのアクセプトが未達の場合には、指導教員より適宜、指導を受けながらブラッシュアップし再投稿する。また、博士論文審査会に向けたプレゼンテーション資料の作成を進める。ゼミナールにおいては博士論文審査会に向けたプレゼンテーションの練習を行い、ディスカッションを行う。

教員は以下の専門領域に基づき学生を指導する。

(①玉木彰)

呼吸器疾患や高齢者を対象に身体的フレイル・サルコペニアや呼吸サルコペニアに着目し、新しい評価指標の開発並びに生命予後の延伸を目指した効果的な介入方法の確立に関する研究指導を実施する。

(②小林隆司)

調査研究・質的研究・比較研究などの手法を用いて、幼児期から高齢期までの地域総合作業療法の効果を検証していく手順について指導する。

(③川口浩太郎)

運動器障害(疼痛疾患を含む)の発生メカニズム、治療方法について解剖学、生理学、運動学的視点からの解明、予防法の開発に関する研究指導を行う。

(④日高正巳)

理学療法士・作業療法士の養成教育並びに臨床教育に焦点を当て、入学者選抜並びに卒前・卒後の教育方法・教育評価手法の開発に関する研究指導を行う。

(⑤坂口顕)

各種疾患や障害に対して、電気刺激、温熱、光線など、その他物理療法手段を用いた治療に着目し、臨床研究並びに動物を用いた基礎的研究についての指導を行う。

(⑥平上尚吾)

中枢神経疾患や高齢者における運動機能障害や生活障害に焦点を当て、その評価や作業療法による支援方法、及び効果判定に関する研究指導を行う。

(⑦南征吾)

慢性脳卒中片麻痺上肢の機能回復と生活行為の再獲得を目的とした、ロボット等による治療機器・技術の開発と効果検証に関する研究指導を実施する。

<p>各回の 授業内容</p>	<p>(⑧松井徳造) 精神障害者における病識の有無を含む精神障害の重症度、向精神薬の服薬状況及び遠隔診療の有用性に焦点を当て、精神科リハビリテーションに関する研究指導を実施する。</p> <p>(⑨道免和久) 脳卒中をはじめとする様々な神経疾患の評価方法や予後予測に関する研究のほか、先端ニューロリハビリテーションに基づいた新しい治療戦略の開発に関する研究指導を行う。</p> <p>(⑩浅井仁) 健常人及び脳卒中片麻痺患者を対象にした立位あるいは座位での姿勢制御や位置知覚における体性感覚情報の役割及び感覚情報重み付けに関する研究指導を行う。</p> <p>(⑪永井宏達) 高齢期におけるフレイルとサルコペニアの予防及び対策に重点を置き、そのための効果的な評価手法と介入方法の開発についての研究指導を実施する。</p> <p>(⑫宮本俊朗) Non-communicable Diseases による内部障害患者に対して、入院期で生じる身体機能低下や慢性期における二次的合併症を予防・改善するための橋渡し研究や臨床研究に対する指導を行う。</p> <p>(⑬野添匡史) 脳卒中に対する機能改善及び再発・重症化予防を目的とした効果的な介入方法と、超高齢社会にも適応可能な脳卒中予後予測法の開発及び検証に関する研究指導を実施する。</p> <p>(⑭森明子) 産前産後、骨盤底機能障害、月経痛などライフステージを通して起こる女性の健康問題に焦点を当て、ウイメンズヘルス理学療法の評価・治療介入の検証に関する研究指導を実施する。</p> <p>(⑮塚越累) 運動器疾患や高齢者等を対象として、バイオメカニクス的手法を用いた病態の評価や効果的な介入方法に関する研究指導を実施する。</p> <p>(⑯花家竜三) 自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害の運動・感覚・認知の神経基盤の解明及び治療方法に関する研究指導を実施する。</p> <p>(⑰松沢良太) 循環器病・腎臓病を有する者の低栄養、フレイル及びサルコペニアの管理法確立を目的に、効果的な治療法の開発及び新たな効果判定指標・予後予測指標の検証に関する研究指導を実施する。</p> <p>(⑱田中陽一) 行動心理学的な分析手法を用いて、慢性疼痛や中枢疾患に対する心身機能・活動に関する評価方法及び治療方法に関する研究指導を実施する。</p>
<p>評価方法 ・ 評価基準</p>	<p>学位論文の研究計画並びに研究の遂行（研究マネジメント含む）に加えて、少人数ゼミナールにおける主体性、論理的思考力、中間発表でのプレゼンテーション、最終的に提出された学位論文の完成度、審査会でのプレゼンテーションと質疑応答について、ルーブリックにて評価する。学位論文の審査は複数の研究指導教員により構成する審査委員会にて行う。</p>

<p>授業と DP・CP との関連</p>	<p>本科目ではDPに定める「研究マネジメント力」の修得を主目的とし、「論理的思考力」、「創造力」および「発信力」の向上を付随的な目的として、研究の遂行及び、学位論文の執筆を通して、自立した研究者に必要な能力を深化させる。</p> <p>【DP：以下が該当】</p> <p>DP1:研究マネジメント力 自らリハビリテーション科学に関連する研究をデザインし、研究計画の立案、研究の実施、データ解析、結果のまとめ、論文執筆に至る一連の研究の流れをマネジメントできる能力を有する。</p> <p>DP2：論理的思考力 物事を論理的に考え、幅広い視野を持って様々な研究に取り組んでいく能力を有する。</p> <p>DP3:創造力 将来を見据えた先進的な視点を持ち、新しいことにチャレンジするような創造力を有する。</p> <p>DP4:発信力 研究を実施するだけでなく、リハビリテーション科学に関連する自らの研究成果を広く世界に向けて国際学会や国際誌等で発信できる能力を有する。</p> <p>【CP：以下に該当】</p> <p>CP1:リハビリテーション科学分野の具体的な課題を自ら設定し、研究デザインから論文執筆、研究成果発信までの一連のプロセスを高いレベルで遂行できる人材を養成するための科目を配置する。</p>
<p>準備学習</p>	<p>事前学習 特別研究の実施に必要な先行研究のレビューを行う。また、学位論文、プレゼンテーション、及びディスカッションの準備を行う。</p> <p>事後学習 指導内容に基づいて先行研究を再調査するとともに、学位論文及びプレゼンテーションをブラッシュアップさせる。</p>
<p>教材</p>	<p>適宜、テーマに応じて参考資料を紹介する。</p>

科目名	教育学特論			
英文名	Special Lecture of Education			
科目概要	博士後期課程 1年 後期	自由科目	講義	2単位
担当者	大関 達也、藤原 和政、福嶋 真治、安藤 福光			
場所	講義室			
授業の目的	理学療法士・作業療法士養成施設の教員を目指す学生が、教育に関する基本的事項を理解することを目的とし、教員としての基礎力を涵養する。			
授業の概要	教育原理、教育・学習心理、教育課程、教育制度などについて理解する。 理学療法士・作業療法士養成施設指定規則に基づき、理学療法士・作業療法士を養成する教員としての基本的事項について理解する。			
到達目標	1) 教育の基本について説明できる。 2) 学校化社会と生涯学習社会の違いについて説明できる。 3) 学習者の学習に取り組む種々の心理、教育評価における心理的バイアス等について説明できる。 4) カリキュラムや授業の設計について説明できる。 5) 教育評価の目的や方法について説明できる。 6) 学校教育に関する政策の決定と実施、質保障の方法について説明できる。			
各回の授業内容	第1回 : 福嶋 真治 教育制度論 (1) 学校教育制度の整理―「公教育」と「私教育」 第2回 : 福嶋 真治 教育制度論 (2) 学校教育のガバナンス―教育政策の決定と実施 第3回 : 福嶋 真治 教育制度論 (3) 学校組織におけるマネジメント 学校教育制度について現状を「公教育」と「私教育」に分類し整理する。公教育として実施される場合には、その内容や運営が文部科学政策として実施されることから、我が国における学校教育のガバナンスがどのようになっているのか、その課題は何かについて教授する。教育が目指すものとしては、教育の質保障が注目されている。教育の質に関わる免許や基準、さらには、教育現場を監査し評価していく取り組み等について紹介し、よりよき教育を展開していくための制度設計について議論する。 第4回 : 大関 達也 教育原論 (1) 「人間性とは何か」という問いの歴史的・社会的背景 第5回 : 大関 達也 教育原論 (2) 「人間の教育必要性」という言説の曖昧さ 第6回 : 大関 達也 教育原論 (3) 規律訓練としての学校教育の問題 第7回 : 大関 達也 教育原論 (4) 生涯学習社会における学校の役割と責任 教育人間学の視点から「人間性とは何か」という問いの歴史的・社会的背景を振り返り、教育の基本について教授する。教育の機会を奪われた野生児の事例を取り上げ、教育がなされなければどのように成長していくのか、その場合の課題について検討することを通して、適切な教育の必要性について理解を深めるようにする。産業革命以降、教育の機会均等の観点から一定の規律を目指した学校教育が展開されているが、その中での課題について教授する。さらに、昨今は、教育が学校教育のみで終了するのではなく、生涯にわたって展開されることから生涯学習社会における学校の役割と責任についても教授する。			

各回の 授業内容	<p>第8回 : 藤原 和政 教育心理学 (1) 人間の行動のメカニズム(1): 条件づけから動機づけへ</p> <p>第9回 : 藤原 和政 教育心理学 (2) 人間の行動のメカニズム(2): 動機づけの諸理論 教育心理学の観点から、人間の行動のメカニズムについて取り扱う。 学習者が学習を展開していく上で重要になる学習動機をテーマとして、「条件づけ「から」動機づけ」への流れを整理し、動機づけの諸理論について教授する。</p> <p>第10回 : 藤原 和政 教育心理学 (3) 人間の認知バイアス(1): 他者理解に関わるバイアス</p> <p>第11回 : 藤原 和政 教育心理学 (4) 人間の認知バイアス(2): 自己理解に関わるバイアス 教育心理学の観点から、学習者を理解する場合の留意点について取り扱う。 教授者並びに学習者ともに人を理解するためには、先入観をはじめとしてそのときの心理的状态の影響を受ける。そこで、人間が有する認知バイアスに焦点をあて、他者理解に関わるバイアスと自己理解に関わるバイアスについて、どのようなバイアスがあるのか、それらのバイアスがあることで人間理解がどのように変化するのかについて教授する。</p> <p>第12回 : 安藤 福光 教育課程論 (1) 教育内容に関する概念の整理(プログラム、カリキュラム、教育課程)</p> <p>第13回 : 安藤 福光 教育課程論 (2) 国際調査から見る日本の教育の特徴 (学力とは?、PISA調査の概要と結果) 教育の基本は、教育内容を構築していくカリキュラム設計をどれだけ丁寧に行うのかにかかるとともに、我が国の教育が国際社会の中でどのような状況にあるかについて、学力問題、PISA調査の概要と結果などを紹介し検討する。</p> <p>第14回 : 安藤 福光 教育課程論 (3) 学習指導要領の歴史的変遷にみる日本の教育の特徴I (20世紀の学習指導要領)</p> <p>第15回 : 安藤 福光 教育課程論 (4) 学習指導要領の歴史的変遷に見る日本の教育の特徴II (21世紀の学習指導要領) 現在の初等中等教育で展開されている我が国の教育の現状について、学習指導要領の歴史的変遷を紹介し、21世紀に求められる学習とはどのようなものかについて教授する。</p>
評価方法 ・ 評価基準	各担当教員の講義内容についてのレポート(25%×4)によって、理解状況を確認する(100%)。

準備学習	<p>事前学習 Moodleにて各回のテーマが提示されるため、自らが受けたこれまでの教育(初等教育から高等教育まで)を振り返り、どのような教育を受け、自らが学習に取り組んできたのかを振り返っておくこと。 講義中に自己の考えを提示出来るように、1コマに対して1時間の事前学習を必要とする。</p> <p>事後学習 各授業で学修した内容を、将来、自らが教員になったときに活用できるようにするため、内容の整理を行うこと。 学修内容を派生させ、自らが教員になった場合の指導計画の立案をするなど、事後課題レポートの作成を行うために、1コマに対して2時間の事後学習を必要とする。</p>
教材	<p>〈教科書〉 特に指定しない</p> <p>〈参考書・その他教材〉 小笠原道雄編『教育の哲学』放送大学教育振興会、2003年。 藤田哲也編『絶対役立つ教育心理学：実践の理論、理論を実践』ミネルヴァ書房、2007年。 糸賀暢子、元田貴子、西岡加名恵『看護教育のためのパフォーマンス評価—ルーブリック作成からカリキュラム設計へ』医学書院、2017年。 青木栄一、川上泰彦『教育の行政・政治・経営』放送大学教育振興会、2019年。</p>

科目名	リハビリテーション科学教育論(養成校教育)			
英文名	Special Lecture of Undergraduate Education in Rehabilitation			
科目概要	博士後期課程 2年 前期	自由科目	講義・演習	1単位
担当者	日高 正巳			
場所	講義室			
授業の目的	1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の現状と課題について理解する。 2) 問題基盤学習、客観的臨床能力試験について理解する。 3) 新しい教育方法及び教育関連用語について理解する。 4) リハビリテーション科学の将来を担う人材を育成するにふさわしい教育方法を考察・検討する。			
授業の概要	理学療法士・作業療法士の養成教育に関する知見を深め、理学療法学教育・作業療法学教育の発展に必要な知識を培う。「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の現状と課題や、問題基盤学習、客観的臨床能力試験について理解する。さらに、新しい教育方法及び教育関連用語について学び、リハビリテーション科学の将来を担う人材を育成するにふさわしい教育方法を考察・検討する。			
到達目標	1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の現状と課題について説明でき、改善案を提示できる。 2) 問題基盤学習について、その社会背景、理論背景、実践方法、利点・問題点を説明できる。 3) 客観的臨床能力試験について、その背景や実施方法、利点・問題点を説明できる。 4) 新しい教育方法及び教育関連用語について説明できる。 5) ICT等、新たな教育ツールの活用ができる。 6) テーマを設け、模擬授業を実施できる。 7) 課題設定等について、自己の専門性と関連させながら自己調整学習に取り組むことができる。			
各回の授業内容	第1回～第8回：日高 正巳 第1回 専門職養成教育の現状と課題 1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の現状と課題 2) Entrustable Professional Activities, Diploma Supplements 3) EPAを見据えたカリキュラムプランニング 4) 到達目標から向上目標、体験目標への落とし込み 第2回 カリキュラムプランニング 1) EPAを見据えたカリキュラムプランニング 2) グラフィックシラバスの作成 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の現状と課題について紹介し、Entrustable Professional Activitiesを見据えたカリキュラムプランニングについて議論を行う。EPAに基づき、専門職教育としての到達目標を設定し、到達に向けた向上目標、さらには、体験目標への展開を検討するとともに、学生がどのような能力を習得したのかを示すDiploma Supplementsについて教授する。また、これらの内容を学生に伝えるためのグラフィックシラバスについても紹介する。 第3回 アクティブラーニング、問題基盤型学習の背景と特性 1) 問題基盤型学習の背景・特性 2) 学習科学に基づいた効果的な教授法 第4回 問題基盤型学習の展開 1) 問題基盤型学習の課題提示と包含要素 2) 問題基盤型学習の課題作成 アクティブラーニング、問題基盤型学習の背景と特性をテーマとして扱う。問題基盤型学習の背景・特性並びに学習科学に基づいた効果的な教授法について紹介し、学生が主体的で対話的な深い学びに向けて、将来、教授者になることを意識し議論を展開する。どのような課題を設定していくことが効果的な問題基盤型学習につながるのかを考え、課題提示と包含要素を考え、最終的に問題基盤型学習の課題作成まで取り組み、作成した課題についての議論を行う。			

	<p>第5回 客観的臨床能力試験の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 臨床実習前OSCEと臨床実習後OSCEが抱える課題 2) 個別体験から抽象的概念化のプロセス <p>第6回 臨床能力修得状況の評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) パフォーマンステスト、パフォーマンス課題の設定 2) 臨床能力修得状況の評価法 <p>理学療法士作業療法士の教育現場で取り込まれることが増えてきている客観的臨床能力試験（OSCE）を取り上げ、臨床実習前OSCEについては個別科目での練られた厳格な評価との関係性、臨床実習後OSCEについては臨床実習での多様な経験との関連から、評価方法並びに抱える課題について整理する。その上で、個別体験から抽象的概念化のプロセスである経験学習モデルについても紹介し、臨床能力修得状況の評価する方法としてパフォーマンス評価、パフォーマンス課題の設定について教授する。</p> <p>第7回 専門職養成教育プラン 第8回 専門職養成教育プラン</p> <p>7回目と8回目を通じて、授業プランの立案、模擬授業 将来、教育者として活動することを目指して、自己が担当する授業について1コマを取り上げ、授業プランの立案を行うとともに模擬授業を実施し、終了後にリフレクションを行うという一連の授業過程を経験し、改善点等について議論を行う。</p>
<p>評価方法 ・ 評価基準</p>	<p>各回の課題レポート100%</p>
<p>準備学習</p>	<p>この授業では、ディスカッション、グループワークを用いる。 プレマップ・ポストマップ方式によって、学びの展開を図るようにする。</p> <p>事前学習</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の課題等について考え、EPAを踏まえた養成教育の到達目標を考えてくること 2) 自らが「専門科目を担当する」場合に想定される科目について、どのような内容で構成され、それらがどのような科目と関連するのか、あらかじめプレマップとして作成してくること 3) アクティブラーニング並びに学生の学びを高めていくための学習科学について調べてくること 4) 自らが「専門科目を担当する」場合を想定し、当該科目で問題基盤型学習を展開する際の課題を作成してくること 5) 臨床実習前後の評価を養成校が実施する場合の課題並びに経験学習の流れについて調べてくること 6) OSCEを含めて、学生のパフォーマンスを評価するためのパフォーマンス課題について考えてくること 7) 自らが「専門科目を担当する」ということで授業計画を発表するのであらかじめ立案しておくこと <p>・以上の取り組みに必要な時間は、1コマにつき2時間程度である。</p> <p>事後学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業で得た新知見及び考え方について振り返り、既知の知見及び自分の考え方と融合させること。 ・ポストマップをまとめ期限内に提出すること。 ・この取り組みに必要な時間は、1コマにつき1.5時間程度である。

教材	<p><教科書> 特に指定しない</p> <p><参考書・その他教材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新医学教育学入門、教育者中心から学習者中心へ、大西弘高(医学書院)、2005年 ・ABC of 医療プロフェッショナリズム、宮田靖志約(羊土社)、2020年 <p>丸山仁司、堀本ゆかり編：リハビリテーション専門職のための教育学、現場で役立つ「教える技術」、医歯薬出版、2021</p> <p>佐藤浩章監修、大串晃弘編：看護教員のための問題と解説で学ぶ 教育評価力トレーニング、医学書院、2022</p> <p>佐藤浩章監修、大串晃弘編：看護教員のための問題と解説で学ぶ 教育設計力トレーニング、医学書院、2023</p> <p>佐藤浩章監修、大串晃弘編：看護教員のための問題と解説で学ぶ 教育指導力トレーニング、医学書院、2023</p> <p>松尾陸、築部卓郎：看護師・医師を育てる経験学習支援、認知的徒弟制による6ステップアプローチ、医学書院、2023</p> <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/</p> <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm</p>
----	--

科目名	リハビリテーション科学教育論（臨床教育）			
英文名	Special Lecture of Clinical Education for Rehabilitation Science			
科目概要	博士後期課程 2年 前期	自由科目	講義・演習	1単位
担当者	日高 正巳			
場所	講義室・実習室			
授業の目的	<p>1) 臨床教育・経験学習の基本について理解する。 2) 臨床実習教育が抱える課題について理解する。 3) 診療参加型臨床実習における指導方法を理解する。 4) 診療参加型臨床実習における学生評価について理解する。</p>			
授業の概要	<p>臨床教育に焦点をあて、臨床場面を介してどのように後進を育てていくのかについて、知識並びに技術の修得を図る。後進の育成に関わることが自らの成長を促すことにつながるTeaching is learning twice並びに経験学習の基本的な考え方について教授する。</p>			
到達目標	<p>1) 診療参加型臨床実習の基本となる学習理論について説明できる。 2) 臨床実習におけるハラスメント防止について説明ができる。 3) 臨床実習において実習生が実施可能な行為（水準）について説明ができる。 4) 臨床実習において到達目標の達成に向けた意図的な指導計画の立案ができる。 5) 臨床実習における学生評価のあり方並びに具体的な評価方法について説明できる。</p>			
各回の授業内容	<p>第1回～第8回：日高 正巳</p> <p>第1回 コースオリエンテーション、コンプライアンス並びにハラスメント防止 第2回 学習理論、正統的周辺参加、認知的徒弟制 理学療法士・作業療法士の臨床実習教育が抱える課題について、コンプライアンス、ハラスメント、対象者の権利保障・安全性の管理、個人情報保護などについて教授する。その上で、適切な臨床教育の展開に必要な学習理論として、正統的周辺参加並びに認知的徒弟制の基本について教授する。</p> <p>第3回 臨床実習の到達目標と修了基準(1) 第4回 臨床実習の到達目標と修了基準(2) 臨床実習において、実習生が取り組む水準について紹介し、免許取得時点で有するべき到達目標並びに臨床実習前後の評価の観点について現状と課題について教授する。その上で、養成校内教育、臨床実習教育、卒後臨床研修の役割分担について検討する。</p> <p>第5回 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案(1) 第6回 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案(2) 診療参加型臨床実習の指導プログラムの立案として、見学・模倣・実施のプロセス並びに指導ポイントについて解説し、基本的態度・運動スキル・認知スキルのそれぞれの指導プログラム立案を行う。立案された指導プログラムについて議論し、臨床教育におけるポイントを教授する。</p> <p>第7回 診療参加型臨床実習における学生評価 第8回 診療参加型臨床実習における学生評価 診療参加型臨床実習における学生評価として、教育評価の意義、診断的・形成的・総括的評価並びに評価と評定の違いについて教授する。また、形跡的評価を展開するための評価ツールを紹介し、それらのツールを用いる場合の留意点、さらには、評価目的に応じた実習指導者と教員の役割について教授する。</p>			

<p>評価方法 ・ 評価基準</p>	<p>復習課題：30% 各テーマのポイントについて、理解したことを図解化する。 レポート課題：70% 次のいずれかのテーマについてレポートを作成する。 1) 診療参加型臨床実習における指導計画 2) 職業能力要件書を作成し、専門職の生涯学習のクリニカルラダーについて、整理する。</p>
<p>準備学習</p>	<p>事前学習 臨床教育では、日ごろの臨床実習教育、新人教育、職場内教育などがテーマであり、日ごろの臨床実践における人材育成で抱えている問題点等について整理して臨むことが重要である。</p> <p>第1～2回 1) 無資格の学生が臨床実習を実施することについて、コンプライアンスの面からの課題について調べてくること 2) 臨床実習において実習生が巻き込まれる可能性があるハラスメントについて調べてくること 3) 学習理論である正統的周辺参加、認知的徒弟制、経験学習モデルについて調べてくること</p> <p>第3～4回 4) 臨床実習で実習生が実施可能な行為（水準）について、その必要性や水準設定に向けた背景について調べてくること 5) EPAに基づいた到達目標について考えてくること</p> <p>第5～6回 6) 実習生が臨床実習において修得すべき臨床スキルの構成要素について考えてくること 7) 臨床実習の指導計画立案に伴う課題について考えてくること</p> <p>第7～8回 8) 診断的評価、形成的評価、総括的評価のそれぞれの意味合いについて調べてくること 9) 実習評価における実習施設の役割並びに養成校の役割について整理してくること 10) パフォーマンス評価の種類を列举し、理学療法士・作業療法士等の臨床実習での使用可能性について考えてくること</p> <p>以上の取り組みには事前学習として各コマ2時間程度を要する。</p> <p>事後学習 学んだことを実践で活用し、更なる工夫点等について考えることが大切である。実践について、個別に時間設定することは不可能であるが、事後実践を通じた工夫点の整理については、各コマ1.5時間程度をかけて課題レポートの作成を行う。</p>
<p>教材</p>	<p><教科書> 特に指定しない。</p> <p><参考書・その他教材> 中川法一編：セラピスト教育のためのクリニカル・クラークシップのすすめ(第3版)、三輪書店、2019 中川法一編：PT・OT・STクリニカル・クラークシップ、かんたんな解説とQ&Aでお悩み解決！きつとうまく診療参加型臨床実習、南江堂、2023 日本医学教育学会卒前臨床教育委員会編：診療参加型臨床実習ガイド、篠原出版新社、2005 その他、適宜、紹介する。</p>

リハビリテーション科学研究科博士後期課程 時間割 (案)

		1時限 9:30~11:00		2時限 11:10~12:40		3時限 13:40~15:10		4時限 15:20~16:50		5時限 17:00~18:30		6時限 18:40~20:10		7時限 20:20~21:50		
		授業科目	教室	授業科目	教室	授業科目	教室	授業科目	教室	授業科目	教室	授業科目	教室	授業科目	教室	
月	前期	1年次										リハビリテーション科学特講	G-447※2	リハビリテーション科学特講	G-447※2	
		2年次														
		3年次														
	後期	1年次											リハビリテーション科学特講演習	G-447※2	リハビリテーション科学特講演習	G-447※2
		2年次														
		3年次														
火	前期	1年次										Scientific English※1	G-447※2	先進リハビリテーション学※1	G-447※2	
		2年次										先進リハビリテーション学※1	G-447※2	Scientific English※1	G-447※2	
		3年次														
	後期	1年次														
		2年次														
		3年次														

土	前期	1年次													
		2年次													
		3年次													
	後期	1年次	教育学特論	M-106	教育学特論	M-106									
		2年次													
		3年次													
日	前期	1年次													
		2年次	リハビリテーション科学教育論 (養成校教育)	M-106	リハビリテーション科学教育論 (養成校教育)	M-106	リハビリテーション科学教育論 (臨床教育)	M-106	リハビリテーション科学教育論 (臨床教育)	M-106					
		3年次													
	後期	1年次													
		2年次													
		3年次													

※1「Scientific English」, 「先進リハビリテーション学」は隔年開講とする。
 ※2「リハビリテーション科学特講」, 「リハビリテーション科学特講演習」, 「Scientific English」および「先進リハビリテーション学」については対面あるいはオンラインにて開講する。
 ※ 研究指導科目である「特別研究」については週1回程度を目安に対面あるいはオンラインにて適宜実施することから時間割案には含めないこととする。

リハビリテーションラボ 設備・機器・備品等一覧

場所	研究機器名称	規格型式	メーカー	数量	
神戸 キャンパス G棟3階	リハビリテーションラボ 1 (G-314)	ラット・マウス兼用型トレッドミル	MK-680S	室町機械(株)	1
		薬用保冷庫	MPR-214F	三洋電機株式会社	1
		超低温フリーザー	MDF-C8V1	三洋電機株式会社	1
		冷却遠心機一式	5415R	エプソン(株)	1
		サイト実験台	HTK-2400	アズワン株式会社	1
		システム生物顕微鏡一式	CX-41	オリンパス株式会社	1
		ビデオ顕微鏡マルチチャンネルFA10011	20-200μ IP8×200L		1
		凍結プレス破碎装置「クライオプレス」一式	CP-100WP	(株)マイクロテック・ニチオン	1
		サイエンスオートクレーブ	NCC-16LVB	アズワン株式会社	1
	リハビリテーションラボ 2 (G-313)	液晶TV	KDL-40V1		1
	リハビリテーションラボ 5 (G-309)	筋機能解析装置システム	特型	酒井医療	1
		フリーウェイト一式	特型	セノー(株)	1
		スクワットラック	BN5700	セノー(株)	1
		神経伝道速度計測器	BRV-0100	日本光電工業株式会社	1
		ハンドグリップ力計	FET-102	日本メイトックス	1
		運動用ベルト	SPR-5440	酒井医療	1
		トリートメントテーブル	IP-N1193	ミナト医科学株式会社	1
		運動・動作解析システム		インターリハ(株)	1
		電気刺激装置一式		日本光電工業株式会社	1
		筋電図誘発電位検査装置一式		日本光電工業株式会社	1
動ひずみ測定器		DPM-713B	共和	2	
ゴニオメーター		EM-551	酒井医療	1	
モバイル型眼球運動計測装置一式			ナックイメージテクノロジー	1	
FSAシステムベース(圧力分布測定装置)		TFAS-SYSTEM-BASE		1	
多チャンネル筋電図一式		バイオレットロコ製EMG-USB2		1	
Trentadue筋電システム			インターリハ(株)	1	
スパイナルマウス				1	
筋機能解析装置一式		バイオテックシステムBDX-4	酒井医療	1	
三次元動作解析装置		VERO2.2	インターリハ(株)	1	
PCInspiron173000		CAI003WSPL7S080N50JP	デル・テクノロジー	1	
PCInspiron173001		CAI003WSPL7S080N51JP	デル・テクノロジー	1	
超音波測定装置ロコ計測・観察装置一式		JS2	CAE Healthcare社	1	
川口/DELSYSワイヤレス無線筋電図システム		DS-U02	インターリハ(株)	1	
体成分分析装置		InBody470	(株)インボディ・ジャパン	1	
DELSYSEMGSYSTEM		DS-X13TrignoNeuroMAP2ch	インターリハ(株)	1	
超音波診断装置VscanAir			GEヘルスケア・ジャパン株式会社	1	
電気刺激装置		SEN-3401	日本光電工業株式会社	1	
デザインジョグボードプラス		SV-200	酒井医療	1	
移動用電動リフト		EL-550	いうら	1	
トレッドミル		AR200	ミナト医科学株式会社	1	
ライト		HVC-UL		1	
ストレインゲージ		DPM-713B		1	
バイオアンプ	ML132		1		
液晶TV	KDL-40V1		1		
SR7プロビジョン数値版	L62-001-01		1		
リハビリテーションラボ 6 (G-310)	スパイロメーター	AS-507	ミナト医科学株式会社	1	
	リカレントエコーメーター	コードレスバイクV65Ri	セノー(株)	1	
	血圧脈波装置	BP-203RPEIII	オムロン コーリン株式会社	1	
	標準型レスピトレス一式		A.M.I社	1	
	EMS装置一式	-	株式会社ホームイオン研究所	1	
	腹部用プロローブ	3C-RS		1	
	体成分分析器	ポータブル・サーマルプリンタ付IOI757P	キヤノンライフソリューションズ 株式会社	1	
	骨密度測定装置	CM-300,CMD53		1	
	超音波診断装置NOBLUS		日立製作所	1	
	モバイルエアロモニタ【兵庫医療大学仕様】	AE100iRC	ミナト医科学株式会社	1	
	総合治療用電気刺激装置	228AGBZX00036000/G-TE51000	株式会社ホームイオン研究所	1	
	インビデックス式心拍出量計			1	
	ハンドヘルドダイナモメーター筋力計ミュータス	F-1	アニマ	1	
	宮本/心電・呼吸送信機一式	LX-8100	フタ電子株式会社	1	
	セントラルモニター一式	DS-8610	フタ電子株式会社	1	
	超音波診断装置	LOGIQeV2	株式会社ジェイエスエス	1	
	電子式診断用スパイロメーター+筋力計	AS507+AAM377	ミナト医科学株式会社	1	
	パルスオキシメーター	OLV-3100	日本光電工業株式会社	1	
	セントラルモニタ	DS-7520	フタ電子株式会社	1	
	自動血圧計	EBP300	ミナト医科学株式会社	1	
	多機能心電計	FCP-7431	フタ電子株式会社	1	
	エアロバイク	75XL II (標準モデル)	コンフォートメディカル(株)	1	
	心拍/血圧/ゆらぎリアルタイム解析プログラム	MemCalc/Tonam2C	(株)ジー・エム・エス	1	
	エアロモニタ呼吸ガス分析装置	AE310SRD	ミナト医科学株式会社	1	
PowerLab8/3	ML870		2		

兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科博士後期課程
学位論文審査に関する内規（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、兵庫医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき、リハビリテーション科学研究科（以下「本研究科」という。）博士後期課程における学位論文審査及び最終試験に関して必要な事項を定める。

（学位論文審査の申請資格）

第2条 学位論文審査申請の資格を有する者とは、本研究科博士後期課程に2年以上在学し、特別研究以外の単位を修得又は修得見込みの者で、学位論文審査及び最終試験に合格することによって、本研究科博士後期課程の修了が見込める者とする。

（学位論文審査の申請書類の提出）

第3条 学位論文審査を申請する者は、指導教員の承認を得た上で、次に掲げる書類を学位規程に従い提出するものとする。

- （1） 学位論文審査申請書
- （2） 学位論文
- （3） 主論文
- （4） 論文目録
- （5） 学位論文要旨
- （6） 学位論文審査委員会委員選出依頼書
- （7） 学位論文発表会申込書
- （8） 共著者承諾書（主論文に共著者がいる場合）
- （9） 倫理審査等申告書（必要な場合）
- （10） 参考論文（提出する場合）
- （11） 学位論文の要約（学位論文がインターネット上で1年以内に公表できない場合）

（学位論文審査の申請書類の提出期限）

第4条 前条に定める書類の提出期限を1月中旬の所定の日とし、学位論文の題目については、あらかじめ12月1日前後の所定の日申告するものとする。なお、9月修了の場合には、前条に定める書類の提出期限を学位論文審査の申請年度の7月とし、学位論文の題目については6月に申告するものとする。

（学位論文の審査委員会）

第5条 学位規程により本研究科教授会は学位論文ごとに審査委員を主査1名と副査2名の計3名の審査委員を選出する。なお、審査委員の選考に際しては次の点に留意する。

- 1) 当該学位論文の主たる指導教員及び論文共著者は審査委員となれない
- 2) 主査は本研究科教授会において指名する本研究科の教員とする

- 3) 主査、副査のうち少なくとも1名は教授とする
- 4) 審査委員は指導教員の中より選考する
- 5) 他研究科の指導教員を含めることができる

(学位論文審査基準)

第6条 学位論文審査基準については、別に定める。

(学位論文審査・最終試験)

第7条 審査委員会は学位論文審査会を行い、審査及び最終試験終了後、速やかに審査結果ならびに最終試験結果の要旨を本研究科教授会に報告する。

(研究科教授会での評価)

第8条 本研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(学長への報告)

第9条 研究科長は、本研究科教授会の評価結果を学長に報告する。

(学位の授与)

第10条 学長は、研究科長の報告により、学位の授与を決定する。

(学位論文及び論文要旨等の公表)

第11条 学位論文審査に合格した学位論文及び学位論文要旨等については、学位規程に従い公表するものとする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、本研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この内規は、2025年4月1日から施行する。

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更								
フリガナ設置者	がっこうがじん ひょうこゐがゐがく 学校法人 兵庫医科大学								
フリガナ大学の名称	ひょうこゐがゐがく 兵庫医科大学大学院 (Hyogo Medical University Graduate School)								
大学本部の位置	兵庫県西宮市武庫川町1番1号								
大学の目的	本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。								
新設研究科等の目的	リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学専攻を設け、リハビリテーション領域における最新の知見や技術を取り入れた医療が提供できる高度専門職者の養成並びに、様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者・教育者を育成する。								
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	リハビリテーション科学研究科 [Graduate School of Rehabilitation Science] リハビリテーション科学専攻 [Course of Rehabilitation Science] 計	3年	2人	—	6人	博士 (リハビリテーション科学) [Doctor of Philosophy in Rehabilitation Science]	保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	令和7年4月第1年次	兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番地6
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> 看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程 (2) (令和6年3月認可申請) 令和7年4月名称変更予定 看護学研究科看護学専攻 修士課程 → 看護学研究科看護学専攻 博士前期課程 								<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月名称変更届出 医療科学研究科 医療科学専攻をリハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻へ名称変更 【基礎となる学部・研究科】 ・リハビリテーション学部 理学療法学科 作業療法学科 ・リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 修士課程 14条特例の実施
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数			
	リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 (博士後期課程)	講義	演習	実験・実習	計	18単位			
研究科等の名称	専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)		
	教授	准教授	講師	助教	計				
新設	リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 (博士後期課程)	10 (8)	6 (6)	9 (9)	0 (0)	25 (23)	0 (0)	6 (6)	<ul style="list-style-type: none"> 看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程 令和6年3月認可申請 令和7年4月名称変更予定 看護学研究科看護学専攻 修士課程を看護学研究科看護学専攻 博士前期課程へ名称変更予定
	看護学研究科 看護学専攻 (博士後期課程)	16 (15)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	23 (22)	0 (0)	6 (6)	
	計	26 (23)	12 (12)	10 (10)	0 (0)	48 (45)	0 (0)	— (—)	
既設	医学研究科 医科学専攻 (博士課程)	67 (67)	31 (31)	80 (80)	138 (138)	316 (316)	— (—)	— (—)	
	医学研究科 先端医学専攻 (博士課程)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	— (—)	— (—)	
	薬学研究科 医療薬学専攻 (博士課程)	14 (14)	9 (9)	9 (9)	11 (11)	43 (43)	0 (0)	0 (0)	
	看護学研究科 看護学専攻 (修士課程)	14 (14)	9 (9)	6 (6)	6 (6)	35 (35)	0 (0)	73 (73)	
	リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 (修士課程)	9 (9)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	25 (25)	
	計	105 (105)	53 (53)	102 (102)	156 (156)	416 (416)	0 (0)	— (—)	
合計	108 (105)	53 (53)	102 (102)	156 (156)	419 (416)	0 (0)	— (—)		
職種	専属		その他			計		※大学全体：西宮キャンパスと神戸キャンパスの合計。以下同じ。 ※病院職員はその他の職員に含む	
事務職員	492人 (492人)		0人 (0人)			492人 (492人)			
技術職員	17人 (17人)		0人 (0人)			17人 (17人)			
図書館職員	5人 (5人)		0人 (0人)			5人 (5人)			
その他の職員	2,152人 (2,152人)		0人 (0人)			2,152人 (2,152人)			
指導補助者	0人 (0人)		0人 (0人)			0人 (0人)			
計	2,666人 (2,666人)		0人 (0人)			2,666人 (2,666人)			

兵庫医科大学大学院学則（案）

第1章 総 則

（設置）

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

（目的）

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

（研究科の目的）

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医療・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究成果を世界に発信するとともに、広く社会に還元し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見・問題解決能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。これにより、研究成果を世界に発信するとともに、地域社会に還元し、薬学の進歩と医療の発展に貢献できる薬剤師や薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成する。
- 4 リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学専攻を設け、リハビリテーション領域における最新の知見や技術を取り入れた医療が提供できる高度専門職者の育成並びに、様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者・教育者を育成する。

（内部質保証）

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 リハビリテーション科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

(課程の目的)

第7条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

- ② 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

- ② 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学年限は6年を超えてはならない。
- ③ 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。
- ④ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)
- ⑤ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科ごとに大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。
- ③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

(研究科長)

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

- ② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

(研究科教授会等)

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

- ② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。
 - 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
 - 2 薬学研究科、看護学研究科及びリハビリテーション科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
 - 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- ③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 学生の身分に関する事項
 - 4 教育課程に関する事項
 - 5 教員の人事に関する事項
 - 6 研究に関する事項
 - 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
 - 8 学位論文に関する事項
 - 9 研究科の運営に関する重要な事項
 - 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項
- ④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるこ

きる。

⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

第11条の2 本学に本学大学院の重要事項について審議する機関として大学運営会議を置く。

② 大学運営会議に関する規程は、別に定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出のものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位数に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位数に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)について、本学大学院において修得した単位

として認めることができる。

- ② 前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。

第4章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

- ② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- ② 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士(医学)
	先端医学専攻	博士課程	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
		博士後期課程	博士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	修士(医療科学)
		博士後期課程	博士(リハビリテーション科学)

- ② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、兵庫医科大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。
- ③ その他学位に関する必要な事項は、学位規程に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬季休業日

- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
- ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。

- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程又は薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- ② 看護学研究科博士前期課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科博士前期課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
 - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- ③ 看護学研究科博士後期課程又はリハビリテーション科学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 1 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 3 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- 5 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を 授与された者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学者の選考)

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

(入学手続き)

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転学、転入学)

第36条 本学大学院から他の大学の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- ② 学長は、他の大学の大学院から本学大学院へ転入学を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。
- ③ 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(転科)

第37条 学長は、本学大学院に在籍する者で、本学の他の研究科に転科を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。
- ③ その他研究科の転科に関する事項は別に定める。

(再入学)

第38条 学長は、第35条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者がいるときは、欠員のある場合又は教育に妨げのない場合に限り、相当の学年に入学を許可することがある。

- ② 既に履修した授業科目、修得した単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- ③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第40条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第8条の在学年限を超えた者

- 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
 - 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
 - 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
 - 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- ② 除籍の手続きについては、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

- 第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。
- ② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

- 第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。
- ② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。
- ③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。
- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
 - 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
 - 3 学生の本分に背く行為
 - 4 本学の名誉を汚す行為
 - 5 本学の学則及び規程に違反する行為
 - 6 研究倫理に反する行為
 - 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- ④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。
- ⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

- 第45条 入学検定料及び授業料等については、別表1に示すとおりとする。
- ② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。
- 1 医学研究科
一年分 4月1日から4月15日まで
 - 2 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第46条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第48条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第49条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第50条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第51条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第52条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第 1 1 章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第 5 3 条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第 1 2 章 学則の改廃

(改廃)

第 5 4 条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 9 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 6 2 年 5 月 2 5 日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 1 1 月 2 0 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 2 月 2 4 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 14 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日において現に兵庫医科大学の大学院生である者（第1学年次に在籍する者は除く）及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、なお、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、第40条を除き、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年9月27日から施行する。ただし、入学資格の改正については、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年11月26日から施行し、第14条第3項の規定ならびに別表の改正については、2020年4月1日から適用する。

附 則

- ①この改正は、2022年4月1日から施行する。
- ②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

附 則

この改正は、2022年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、2023年4月1日から施行する。なお、従前記載の別表1（専攻別授業

科目及び単位数)を削除する。また、別表2を別表1に変更する。

附 則

- ①この改正は、2024年4月1日から施行する。
- ②医療科学研究科 医療科学専攻は、2024年4月1日よりリハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻に名称を変更する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

別表 1

単位 (円)

研究科名	課程	入学 検定料	入学金	授業料 (年額)	教育 充実費 (年額)	学費 (年額)
医学研究科	博士課程	30,000	100,000	150,000	100,000	250,000
薬学研究科	博士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
看護学研究科	博士前期課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
	博士後期課程	30,000	100,000	500,000	100,000	600,000
リハビリテー ション科学 研究科	修士課程	30,000	100,000	400,000	100,000	500,000
	博士後期課程	30,000	100,000	500,000	100,000	600,000

※学費：授業料と教育充実費の合計

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

兵庫医科大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則（案）</p> <p>第1条、第2条 （省略）</p> <p>（研究科の目的）</p> <p>第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1号、2号（省略）</p> <p>3 <u>看護学研究科は、看護学専攻を設け、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力と看護ケアを創生・発信できる能力を育成する。看護学を中心とした学際的な知識と高度看護実践能力に立脚し、看護学と医療の進歩・発展に貢献できる看護実践者・研究者・教育者を育成する。</u></p> <p>4 <u>リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学専攻を設け、リハビリテーション領域における最新の知見や技術を取り入れた医療が提供できる高度専門職者の育成並びに、様々なデータ解析からエビデンスを創出して新しい医療を提案できる研究者・教育者を育成する。</u></p>	<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則</p> <p>第1条、第2条 （省略）</p> <p>（研究科の目的）</p> <p>第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1号、2号（省略）</p> <p>3 <u>看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。</u></p> <p>4 <u>リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。</u></p>

第4条、第5条（省略）

（専攻、課程及び定員等）

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

（課程の目的）

第7条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を

第4条、第5条（省略）

（専攻、課程及び定員等）

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名

（課程の目的）

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とす

養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学年限は6年を超えてはならない。

③ 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

④ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
(以下「長期履修」という。)

⑤ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第9条～第15条 (省略)

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めるときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において

る。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
(以下「長期履修」という。)

④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第9条～第15条 (省略)

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めるときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において

研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

第17条～第21条（省略）

（修了要件）

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科が行う学位論文審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

② 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

③ 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、各研究

研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

第17条～第21条（省略）

（修了要件）

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科

科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科が行う学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条、第24条（省略）

（学位の授与）

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士（医学）
	先端医学専攻	博士課程	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	<u>博士前期課程</u>	修士（看護学）
		<u>博士後期課程</u>	博士（看護学）
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	修士（医療科学）
		<u>博士後期課程</u>	博士（リハビリテーション科学）

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、兵庫医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条、第24条（省略）

（学位の授与）

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士（医学）
	先端医学専攻	博士課程	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	<u>修士課程</u>	修士（看護学）
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	修士（医療科学）

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。
③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規

<p>③ その他学位に関する必要な事項は、<u>学位規程</u>に定める。</p> <p>第26条～第29条（省略）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第30条 医学研究科博士課程又は薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者 2 修士の学位又は専門職学位を有する者 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者 5 文部科学大臣の指定した者 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者 <p>② 看護学研究科<u>博士前期課程</u>又はリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科<u>博士前期課程</u>においては、看護師免許を取得している者とする。</p>	<p><u>程</u>（以下「<u>学位規程</u>」という。）に定める。</p> <p>第26条～第29条（省略）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者 2 修士の学位又は専門職学位を有する者 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者 5 文部科学大臣の指定した者 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した<u>もの</u> <p>② 看護学研究科<u>修士課程</u>及びリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科<u>修士課程</u>においては、看護師免許を取得している者とする。</p>
--	--

<p>1 大学を卒業した者</p> <p>2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者</p> <p>3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者</p> <p>5 文部科学大臣の指定した者</p> <p>6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者</p> <p><u>③ 看護学研究科博士後期課程又はリハビリテーション科学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>1 修士の学位又は専門職学位を有する者</u></p> <p><u>2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>3 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>4 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>5 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p><u>6 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>7 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者</u></p>	<p>1 大学を卒業した者</p> <p>2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者</p> <p>3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者</p> <p>5 文部科学大臣の指定した者</p> <p>6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した<u>もの</u></p>
---	---

と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

第31条～第54条（省略）

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
（省略）

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

第31条～第54条（省略）

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
（省略）

別表 1

単位 (円)

研究科名	課程	入学 検定料	入学金	授業料 (年額)	教育 充実費 (年額)	学費 (年額)
医学研究 科	博士課 程	30,000	100,000	150,000	100,000	<u>250,000</u>
薬学研究 科	博士課 程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>500,000</u>
看護学研 究科	博士前 期課程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>500,000</u>
	博士後 期課程	<u>30,000</u>	<u>100,000</u>	<u>500,000</u>	<u>100,000</u>	<u>600,000</u>
リハビリ テーショ ン科学研 究科	修士課 程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>500,000</u>
	博士後 期課程	<u>30,000</u>	<u>100,000</u>	<u>500,000</u>	<u>100,000</u>	<u>600,000</u>

※学費：授業料と教育充実費の合計

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合があります。

別表 1

単位 (円)

研究科名	課程	入学 検定料	区分			
			入学金	授業料 (年額)	教育充実 費 (年額)	区分合計
医学研究 科	博士課 程	30,000	100,000	150,000	100,000	<u>350,000</u>
薬学研究 科	博士課 程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>600,000</u>
看護学研 究科	修士課 程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>600,000</u>
リハビリ テーショ ン科学研 究科	修士課 程	30,000	100,000	400,000	100,000	<u>600,000</u>

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合があります。

兵庫医科大学学位規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月文部省令第9号）に基づき、兵庫医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位及び付記する分野の名称は、別表のとおりとする。

（学位授与の要件）

第3条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。

- ② 学士の学位は、学士課程を修了した者に授与する。
- ③ 修士の学位は、大学院修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。
- ④ 博士の学位は、大学院博士課程及び博士後期課程を修了した者に授与する。なお、医学研究科における課程を経ない者の学位の授与は、第12条に定める。

（学位の申請）

第4条 修士又は博士の学位を申請する者は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を得て、所定の期限までに学位申請書に学位論文その他必要書類を添え、学長に提出する。

- ② 提出する学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

（学位論文の受理）

第5条 修士又は博士の学位論文は、学長が受理する。

- ② 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。
- ③ 受理した学位論文は、いかなる事由があっても返還しない。

（審査委員会）

第6条 修士又は博士の学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに、研究科教授会構成員3名から成る学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会の任務）

第7条 前条に規定する審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- ② 審査委員会は、学位の申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（最終試験）

第8条 最終試験は、修士又は博士の学位論文及び関連する授業科目について口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 修士又は博士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって研究科教授会に報告する。

(研究科教授会での評価)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(医学研究科における課程を経ない者の学位の申請・審査・試験等)

第12条 学位論文を提出して学位を申請しようとする者は、医学研究科で実施する外国語試験に合格し、研究歴の認定を受けなければならない。研究歴の認定条件は別途定める。

- ② 申請者は指導教授の承認を得て、学位申請書に学位論文、副論文、論文目録、学位論文要旨、履歴書、研究歴認定証、卒業証明書その他必要書類並びに学位論文審査料を添え、学長に提出する。
- ③ 提出する学位論文は、単著又は申請者が筆頭著者である一編とし、他に副論文を一編以上添付する。
- ④ 医学研究科に4年以上在学し所定の単位を取得して退学した者の取扱いについては、課程による者の学位論文審査等に関する申合せ第2項-2に基づくものとする。
- ⑤ 医学研究科を所定の期間在学しないで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出しようとするときは、前各項による。
- ⑥ 試験は、学位論文及び関連ある領域について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて当該課程を修了した者と同等以上の学識を有するか否かについて確認するものとする。
- ⑦ 学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第11条を準用する。この場合において「最終試験」は、「試験」と読み替えるものとする。
- ⑧ 学位論文の審査及び試験は、学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、医学研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(学長への報告)

第13条 学部長は、卒業の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

- ② 研究科長は、研究科教授会の評価結果を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第14条 学長は、学部長及び研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に、別表様式の学位記を授与する。

② 否決した者には、その旨を通知する。

(学位授与報告及び学位論文要旨の公表)

第15条 前条により博士の学位を授与したときは、その日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

② 前項にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

② 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 博士の学位を授与したときは、本学は著作権許諾が下りるまでの間は論文要旨及び審査結果の要旨を、授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。

(博士の学位授与の報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の名称の使用)

第19条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

1 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

2 その榮譽を汚辱する行為があったとき

② 前項の審議は、教授会又は研究科教授会の3分の2以上の出席を必要とし、可決する

には、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記)

第21条 学位記は、別表様式の通りとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(審査料)

第23条 修士課程及び博士前期課程、博士課程及び博士後期課程の学位論文審査料は免除、医学研究科の課程を経ない者による学位論文審査料は、20万円とする。

② 既に納付した学位論文審査料は、いかなる事由があっても返還しない。

(博士学位論文の保存)

第24条 博士の学位を授与された者の提出論文は、論文全文データを兵庫医科大学機関リポジトリに登録することにより、大学として保存する。

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

改正後の第17条及び第18条の規定は、平成25年4月1日以降に学位を授与した場合に

ついて適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

改正後の第4条第2項の規定は、平成28年3月31日までに満期退学した学生について、従前の例による。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。

別表 (学位の名称及び付記する分野の名称)

(1) 学士の学位 (学士課程)

学部	学科	学位
医学部	医学科	学士(医学)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法)
	作業療法学科	学士(作業療法)

(2) 修士の学位

(看護学研究科：博士前期課程)

(リハビリテーション科学研究科：修士課程)

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士(医療科学)

(3) 博士の学位

(医学研究科・薬学研究科：博士課程)

(看護学研究科・リハビリテーション科学研究科：博士後期課程)

研究科	専攻	学位
医学研究科	医科学専攻	博士(医学)
	先端医学専攻	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	博士(看護学)
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	博士(リハビリテーション科学)

別表様式（学位記）

【医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部 学士課程】

学位記	第 号
	氏 名
	年 月 日生
<p>本学〇〇学部〇〇学科の課程を修了し所定の学修成果に到達したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与する</p>	
	年 月 日
兵庫医科大学長	印

【看護学研究科 博士前期課程】

【リハビリテーション科学研究科 修士課程】

学位記	第 号
	氏 名
	年 月 日生
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇学）の学位を授与する。</p>	
	年 月 日
兵庫医科大学長	印

【医学研究科 博士課程】

甲 第 号	学位論文名	学位記
	兵庫医科大学長	氏名
	年 月 日	年 月 日生
	印	

本学大学院医学研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し左記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する

【薬学研究科 博士課程】

【看護学研究科・リハビリテーション科学研究科 博士後期課程】

学位記	甲第 号
	氏名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し下記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する	
学位論文名	
	年 月 日
	兵庫医科大学長 印

【医学研究科 課程を経ない者】

乙 第 号	学位論文名	学位記
	年 月 日	氏 名
	兵庫医科大学長	日生
	印	

本大学に左記学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する

兵庫医科大学大学院リハビリテーション科学研究科履修規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、履修方法等について必要な事項を定める。

（履修手続き）

第2条 学生は入学時に履修しようとする授業科目を定め、履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

- ② 1年次の履修状況に応じて、履修登録に変更・追加の必要性が生じた場合には、翌年次が始まる前に履修変更届を提出しなければならない。
- ③ 履修届提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときには指導教員と当該担当教員の下承を得てリハビリテーション科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に変更を願い出ることができる。

（履修の禁止）

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- 1 授業時間が重複する授業科目
- 2 専門教育における専攻分野以外の演習科目

（成績の評価）

第4条 成績評価は、優、良、可を合格とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

評 価	評 点
優	100点から80点まで
良	79点から70点まで
可	69点から60点まで
不可	59点以下

（単位の認定）

第5条 試験及びレポート等による成績評価に基づき単位認定を行う。

（修士課程の修了要件）

第6条 30単位以上の単位修得並びに学位論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

- ② 修士課程の修了に必要な単位の内訳は次のとおりとする。なお、授業科目及び科目毎の単位数については、別に定める。

リハビリテーション科学研究科 修士課程 履修単位

科 目	修 了 要 件
共通科目（修士・博士前期課程）	2 単位以上
専門基礎科目	12 単位以上
専門科目	特論 2 単位、演習 6 単位を含め 8 単位以上
研究指導科目	8 単位以上

（博士後期課程の修了要件）

第 7 条 1 8 単位の単位修得並びに学位論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

② 博士後期課程の修了に必要な単位の内訳は、次のとおりとする。なお、授業科目及び科目毎の単位数については、別に定める。

リハビリテーション科学研究科 博士後期課程 履修単位

科 目	修 了 要 件
専門基礎科目	2 単位
専門科目	4 単位
研究指導科目	12 単位

（年次研究計画書の提出）

第 8 条 学生は指導教員の指導のもと研究計画書を作成し、提出する。

（年次研究指導計画書の作成）

第 9 条 指導教員は各学年次開始当初に学生と面談を行い、当該年度 1 年間の研究予定等について年次研究指導計画書を作成し、学生に明示する。

（年次研究結果報告書の提出）

第 10 条 学生は指導教員の指導のもと年次研究結果報告書を作成し、提出する。

（年次研究指導報告書の作成）

第 11 条 指導教員は年度末までに学生と面談を行い、当該年度 1 年間の研究指導等について年次研究指導報告書を作成する。

（学位論文審査及び最終試験）

第 12 条 審査を受ける学生は、学位論文及び審査申請書を提出する。

② 学位論文審査及び最終試験については、兵庫医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めによる。

(在学期間延長学生)

第13条 博士後期課程において、3年の標準修業年限を在学したが、特別研究の単位のみを修得できなかった場合は、在学期間延長学生として取り扱うことを学長が決定する。

② 前項の在学延長期間は、大学院学則第8条第2項の在学年限を超えることはできない。

(在学期間延長学生の学費)

第14条 前条第1項の在学期間延長学生の学費は、授業料 80,000 円 (年額)、教育充実費 40,000 円 (年額) とする。ただし、学期の途中で修了した場合は、修了した日の属する期分の学費は返還しない。

(その他)

第15条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し、必要な事項は研究科教授会において定めるものとする。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。